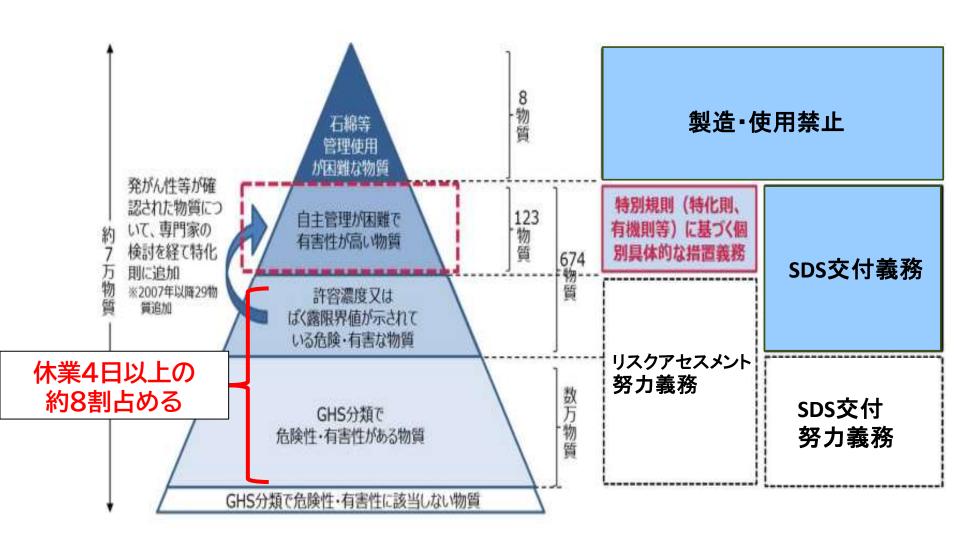
自律的な化学物質管理の進め方について

R6年7月24日 労働安全衛生コンサルタント 宮﨑 剛匡

はじめに



本日の内容

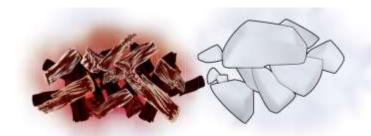
- 1. 化学物質とは何か?
- 2. なぜ変わるのか
- 3. どう変わるのか
- **4. 何をやるのか**クリエイトシンプルとコントロールバンディングの
 評価手法の違いについて
- 5. ばく露防止措置
- 6. 活動事例紹介 疾病防止措置の実施 爆発・火災防止措置の実施



原材料



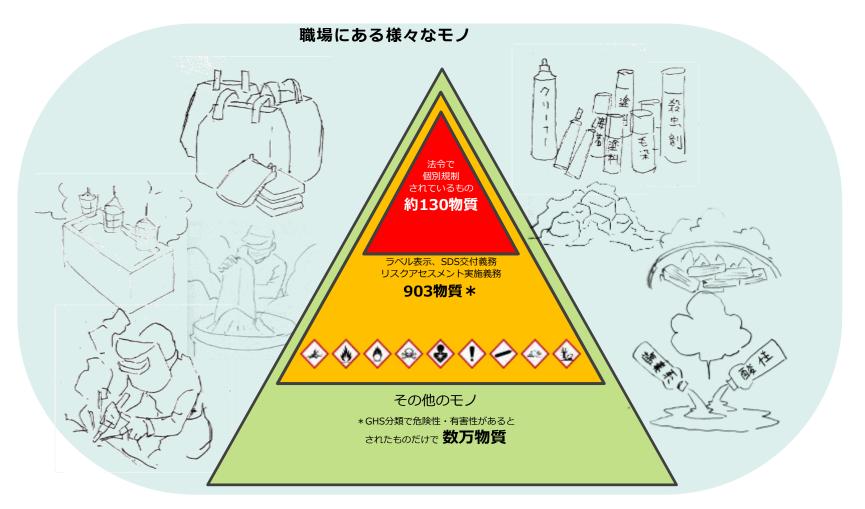
薬品、製剤、消耗品など





様々な場面で発生する ガス、蒸気、ミスト、粉じんなど

職場には、様々なモノ(物質)があふれています。



* 令和6年4月1日現在、ラベル表示・SDS交付義務の対象物は903物質ですが、 今後も順次追加される予定です。

■この世の中に、全く無害なモノは存在しません

- ■職場には様々なモノがあります。原材料・薬品・製材・消耗品などの職場で取り扱っているモノ、設備や作業の実施に伴って発生するモノ、意図せず発生してしまうモノ…これらの性質や危なさを調べたことがありますか?
- ■この世の中に、全く無害なモノは存在しません。生命の維持に必要な水ですら、過剰に摂取すると水中毒と呼ばれる症状を発症させることがあります。
- ■職場で取り扱っているモノ、立ち上っている蒸気・ガス・ミスト・粉じんなどのモノがどんな危なさを持っているのか、「分からない」、「調べたことがない」がないように、把握に努めましょう。
 - ●安全と思われる食材の粉末なども、呼吸器疾患やアレルギーの原因になる場合があります。
 - ●身近にあるドライアイスや炭火などから、二酸化炭素や一酸化炭素などが 発生し、疾病のもととなることがあります。
 - ●トイレ清掃時の塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム等)や、害虫駆除の ための殺虫剤などが原因となって、中毒や疾病が発生することも珍しくあ りません。

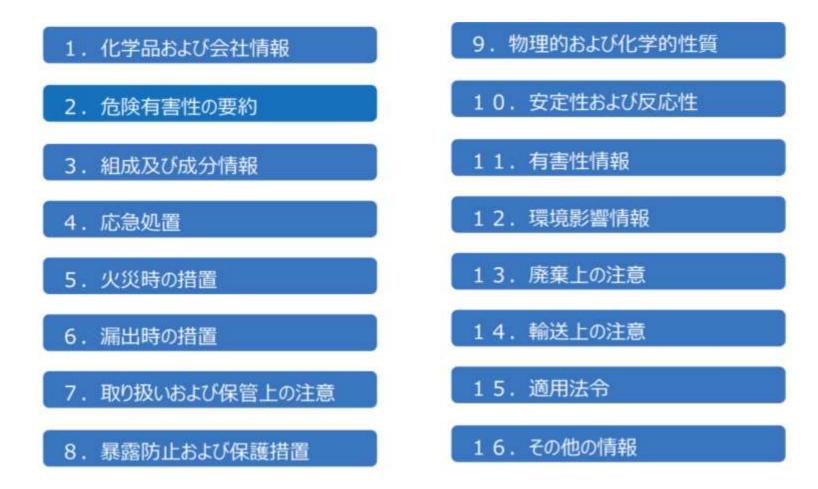
■モノの「危なさ」を把握するには

- ■ラベル表示、SDS交付が義務付けられているモノは、SDSを入手 し、危なさについての情報を把握しましょう。
- ■数万種類あると言われる、全てのモノのうち、法令で個別規制されているモノや、SDSが作られているモノは、ごくわずかです。SDSがないモノは、文献やインターネットなどの情報を利用し、あるいは、産業医に意見を求める等により、危なさの把握に努めましょう。

SDS/安全データシート (Safety Data Sheet) とは

- ●化学物質の危険有害性や取扱い上の注意事項などが記された文書のことです。
- ●容器等のラベルに絵表示(GHSマーク)のあるものは、SDSが作られています。
- ●SDSは、メーカーや販売業者から入手することができます。 絵表示(GHSマーク)

■「安全データシート(SDS)」とは



SDSは上記の16項目から成り立っている

項目	わかること
2項 危険有害性の要約	ラベルと同じように読み取ればよい。
	・SDS において、GHS 分類は、区分も明確に記載されている
3項 組成及び成分情報	・化学物質の種類、又は混合物の場合、成分及び含有率・
	影響の大きい成分の確認など
4項 応急措置	・ 経路(吸入、皮膚、眼、経口)別に、初歩的な応急措置対
	応を確認
	(吸入、皮膚接触、眼接触、経口摂取が起こる状況や場面
	も想定する)
	・医療機関へ連れていくべき緊急度合い
	・重要な症状、遅発性の症状
	・応急措置を行う者への二次被害の可能性と予防策・解毒
	剤や医薬品の有無
5項 火災時の措置	・適切な消火剤、使ってはいけない消火剤
	・消火剤として水の使用の可否
	・火災時に爆発や有毒ガスの発生等の可能性と予防策
	・保護具やその他必要な対策
6項 漏洩時の措置	・漏洩時の重要な危険性
	・有害性(火災爆発、労働者や近隣住民への影響等)
	・被害を大きくしないための必要な対応および注意事項
	・漏洩物の回収方法。

項目	わかること
7項 取り扱い及び	・火災爆発を防止する対策
保管上の注意	・健康被害を防止する対策
8項 ばく露防止及び	・管理濃度、許容濃度
保護措置	(将来的には濃度基準値を確認することとなる)
	・換気設備、保護具
9項 物理的及び	・火災爆発につながる可能性
化学的性質	(引火点、自然発火点、爆発範囲など)
	・取り扱い中に物質の状態が変わり得るかどうか(融点、沸点)
	・蒸発しやすさ
	・蒸気密度(空気より下方に停留するかどうか)
	・粒子径(粒子径が小さいと、粉塵爆発の可能性や吸入による
	健康影響が大きい)注)混合物の SDS には、主要成分の引火
	点や燃焼下限界のみ掲載されている場合がある
	・混合物になると個々の物質の成分の引火点よりも低い引火点
	を示す場合もある
10項 安全性及び	・火災爆発につながる可能性
反応性	・条件によって起こり得る特有の危険な反応
	・避けるべき条件
	・混触危険物
	・火災時等の分解生成物

項目	わかること
11 項 有害性情報	・各成分の毒性値、有害性情報の詳細
	・健康への悪影響(発がん性、生殖毒性など)を起こしうる経路
	(吸入、経口、経皮のい ずれであるか)
	注)混合物の SDS には、成分ごとの健康有害性情報が記載
	されていないものもある
15 項 適用法令	・ 火災爆発等につながる法令(消防法、高圧ガス保安法、火薬
	類取締法)の有無
	・健康への悪影響が推定できる法令(安衛法、毒劇法、農薬取
	締法など)の有無

安衛法第 57 条の 2 及び安衛則第 24 条の 15 で規定される SDS は一般 消費者の生活の用に供するためのもの(以下に示す)は除かれる。

- ・ 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品・ 農薬取締法 に定められている農薬
- ・ 労働者による取扱いの仮定で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状に ならない製品
- ・ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ・ 一般消費者の下に提供される段階の食品
- ・ 家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)に基づく表示がなされている製品
- ・ その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入 された製品

化学物質の危険有害性の特徴に応じて、9種類の 絵表示が表示されています(GHSラベル)。

【炎】



可燃性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など

【円上の炎】



酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物,等級1.1~1.4) 自己反応性化学品 有機過酸化物

【腐食性】



金属腐食性化学品 皮膚腐食性(区分1) 眼に対する重大な 損傷性(区分1)

【ガスボンベ】



高圧ガス



[23]

急性毒性 (区分1~3)

【感嘆符】



急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3)

など

【環境】



水生環境 有害性



【健康有害性】

呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1,2)

■モノと人が関わることで、疾病発生などのリスクが生じます

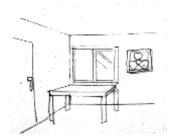
●モノと人の関わり方によって、リスクの大きさは変化します。

作業内容



ばく露量や時間

取扱い量、作業頻度、 作業時間・接触時間等



作業場所など

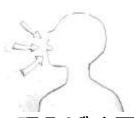
屋外か屋内か、作業場所 の広さ、換気状況など



作業方法など

使用する道具、作業姿勢などの作業方法

ばく露の経路



吸入ばく露

ガス、蒸気、ミスト、 粒子状などのモノが、 呼吸とともに体内に 取り込まれます。



経皮ばく露

液体状のモノなどに 直接接触すると、皮 膚から体内に取り込 まれます。



経口ばく露

手指などに付着した モノが、喫煙や食事 によって体内に取り 込まれます。

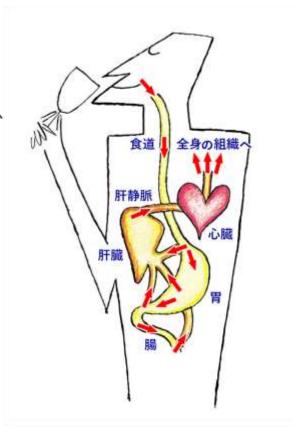
■身近な化学物質

体内にアルコールを摂取すると

通常は胃や腸から体内に吸収され、肝臓で無害な酢酸へと分解されますが、 分解できる能力を超えた場合、肝臓で分解しきれなかったアルコールは、 肝静脈を通って心臓に送られます。そして脳はもちろん全身へと巡っていき、 再び肝臓に戻って分解されます。

人体に及ぼすアルコールの影響

アルコールは脳に対して麻酔効果をもたらし、判断力の低下や運動機能への 影響(呂律が回らない、千鳥足になる等)を及ぼすようになります。 人体への影響は血中のアルコール濃度によって度合いが変わり(次頁)、 血中のアルコール濃度は下記の計算式により推定することができます。



出典:サントリーホールディングス(株)

■身近な化学物質

人体への影響

出典:公益社団法人 アルコール健康医学協会

ノくトイ・・ハウンボンド	=			山央・公量社団法人 アルニ	・ル関係区子協会
	血中 アルコール 濃度 [%]	呼気中 アルコール 濃度[mg/L]	酔いの状態	■働いてい 脳への影響 ■少しマヒ ■完全にマ	
ほろ酔い 〜酩酊初期	~0.15	~0.75	・抑制が取れる (理性が失われる) ・怒りっぽくなる ・立てばふらつく	大脳新皮質(理性をつか さどる)が低下し、 大脳辺縁系(感情をつか さどる)が活発になる。	大型 小服 海馬 脳幹
酩酊	0.15~0.3	0.75~1.5	・千鳥足になる ・なんども同じことを話す ・呼吸が早くなる ・吐き気,嘔吐がおこる	小脳まで麻痺が広がると 運動失調状態(千鳥足) になる	
泥酔	0.3~0.4	1.5~2.0	・まともに立てない ・意識がはっきりとしない ・言語がめちゃめちゃ	海馬(記憶の中枢)が麻痺 すると,今やっていること 起こっていることを記憶 できない状態になる	
昏睡	0.4~	2.0~	・ゆり動かしても起きない ・呼吸はゆっくりと深い ・大小便は垂れ流し ・死亡	麻痺が脳全体に広がると 延髄(呼吸中枢)も危ない 状態になり、死にいたる	LE SE

■身近な化学物質

労働災害事例



[危 険 源] エタノール

[作 業] エアスプレーを用いて部品

に付着したエタノールを吹き

飛ばす等の洗浄作業

[危険事象] 近くに置いてあったストーブ の火が被災者に引火

災害発生シナリオ



- 2-1. 労働者死傷病報告による化学物質関連の災害の傾向
 - ・令和元年4月~令和2年3月の災害データ

AN FLIZH (I)	事故の型			
労働者数(人)	爆発·火災·破裂	有害物等との接触		
1~9	29.8%	20.4%		
10~29	41.0%	26.2%		
30~49	10.1%	13.3%		
50~99	6.7%	12.0%		
100~499	9.6%	23.3%		
500 以上	2.8%	4.8%		
計	100.0%	100.0%		

(出典) 労働者死傷病報告

- ・爆発・火災・破裂/有害物との接触ともに30人未満の事業所で多い
 - ⇒事業所の規模に関わらず化学物質への対応が必要

2-1. 労働者死傷病報告による化学物質関連の災害の傾向

・特別則とそれ以外の起因物による災害件数の分類

		災害件数	吸入による 神経障害等	眼に対する障害	皮膚に対する障害
	有害物計	73	33	14	27
特別規則(特	特化則	50	18	8	25
化則、有機則 等)の有害物	有機則	18	10	6	2
H) VIIEW	鉛	5	5	0	0
	通知·表示対象	129	13	32	90
	通知·表示対象外	3	0	1	2
特別規則以外	原因物質不明	188	28	60	104
の有害物	一酸化炭素	32	32	0	0
	酸欠	2	1	0	0
	有害光線	6	0	6	0
	記載なし	12			
		445	107	113	223

最下行の災害件数と各障害件数の和が一致しないのは、障害について複数回答の場合があるため

(出典) 労働者死傷病報告

・従来の法規制にとどまらず化学物質への対応が必要

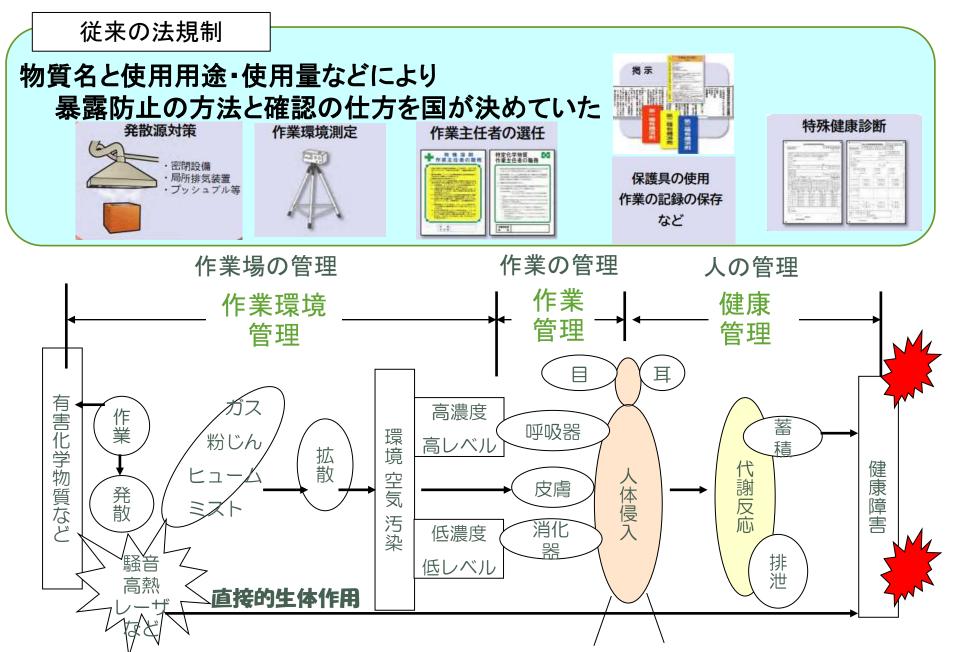
2-2. 従来の法規制

特別規則(特化則、有機則等)により

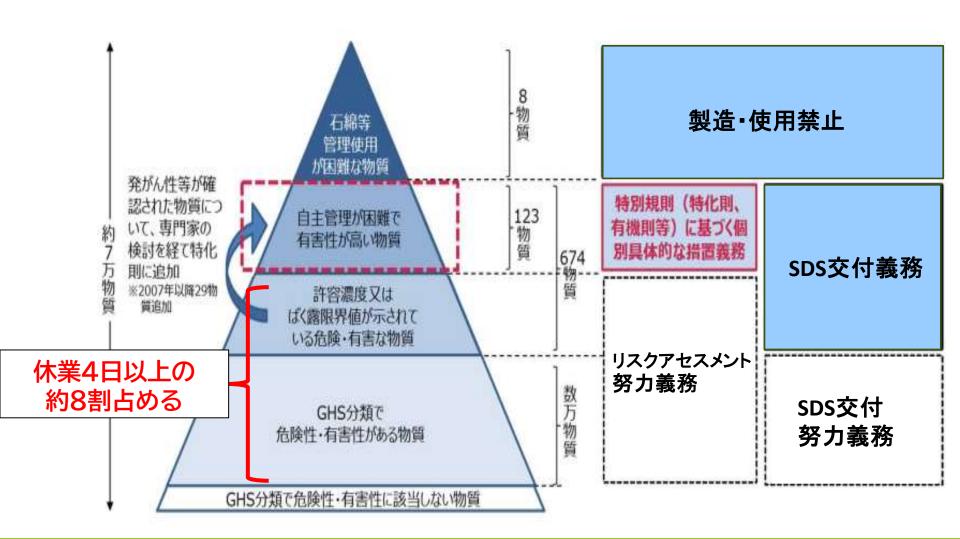
- ・管理体制の構築
- ・危険性・有害性の確認
- ・作業環境測定による作業環境中の有害物濃度の評価
- ・取扱方法
- ・局所排気装置の設置
- ・個人用保護具の備え・使用・管理
- ・健康診断等の措置

について規定し、事業者はこれらの規則を順守することで 化学物質による事故や病気の予防に取り組んできた

日本の化学物質管理の基本 = 「個別規制型」



2-2. 従来の法規制



3-1. 法改正の全体像

従来からの法規制

- ・特別則で個別に規制を行う
- ・銘柄、用途、使用量等に応じて具体的な対応を指定 ⇒守ることで有害な濃度のばく露は回避できているはず(?)



危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として

- ・ばく露を最小限とすること (危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- ・ 国が定める濃度基準がある物質は、ばく露が濃度基準を下回ること
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、 事業者が適切に選択すること

	規制項目	R4. 5. 31	R5. 4. 1	R6. 4. 1		
	ラベル表示・通知しなければならない化学物質の追加			•		
//.	ばく露を最小限にすること		0	0		
化学物質管理体制の見直し	ばくろ低減措置の意見聴取、記録作成、保存		•			
物質	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止		0	0		
管理	衛生委員会付議事項の追加		•			
体制	がん等の遅発性疾病の把握強化		•			
の見	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		•			
直	化学物質労災発生事業場への労働基準監督署長による指示			•		
U	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			•		
	がん原性物質の作業記録の保存					
の実	化学物質管理者・保護具着用管理者の選任義務化 ●					
の 実施 立制	では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種					
制	制 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 ●					
信	SDS等による通知方法の柔軟化	•				
情報伝達の強化	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新					
達の	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化					
強	事業場内別容器保管時の措置の強化 ●					
15	化 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
管理水	(準良好事業場の特別規則適用除外		•			
特殊健	康診断の実施頻度の緩和		•			
第三管	第三管理区分事業場の措置強化					

- ①化学物質管理体制の見直し
- ①-1.ラベル表示・通知しなければならない化学物質の追加

ラベル・SDS・リスクアセスメント義務化予定

項目	義務又は 努力義務	2006年	2022年	2026年	連未来?
	義務	99物質	674物質	約2900物質	危険有害な全物 質
ラベル表示	努力義務		危険有害な全物 質	危険有害な全物 質	=
	義務	640物質	674物質	約2900物質	危険有害な全物 質
SDS交付	努力義務	-	危険有害な全物質	危険有害な全物 質	_
	義務	-	674物質	約2900物質 危険有害が 質	
リスクアセスメント	努力義務	危険有害な全 物質	危険有害な全物 質	危険有害な全物 質	-

当面の義務物質追加のスケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
政府による GHS 分類	50-100	50-100	50-100	50-100	50-100	50-100
モデルラベル・SDS 作成	物質	物質	物質 [物質 [物質	物質
ラベル表示・SDS 交付・リスク	234 物質	約 700	約 850	150-300	50-100	50-100
アセスメント義務化		物質	物質	物質	物質	物質

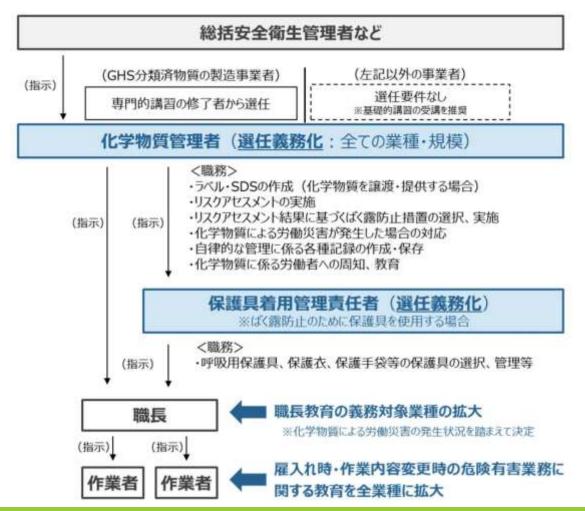
既存 GHS 分類済み物質

- ①化学物質管理体制の見直し
- ①-2. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

分類	対応
①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質	保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の
(皮膚等障害化学物質)を製造し、又は取り扱う業務	使用の義務※(2024 年 4 月 1 日施行)
に従事する労働者	※努力義務は 2023 年 4 月 1 日施行
②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者(①の労働者を除く)	保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の 使用の努力義務(2023年4月1日施行)
③健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの	皮膚障害等防止用保護具の着用は不要

皮膚等障害化学物質等は、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作 性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている物質及び別途告示等示される物質が対象

- ②実施体制の確立
- ②-1. 化学物質管理者・保護具着用管理者の選任義務化



- ③情報伝達の強化
- ③-1. SDS等による通知方法の柔軟化

改正前

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法(磁気ディスクの交付、FAX送信など)

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

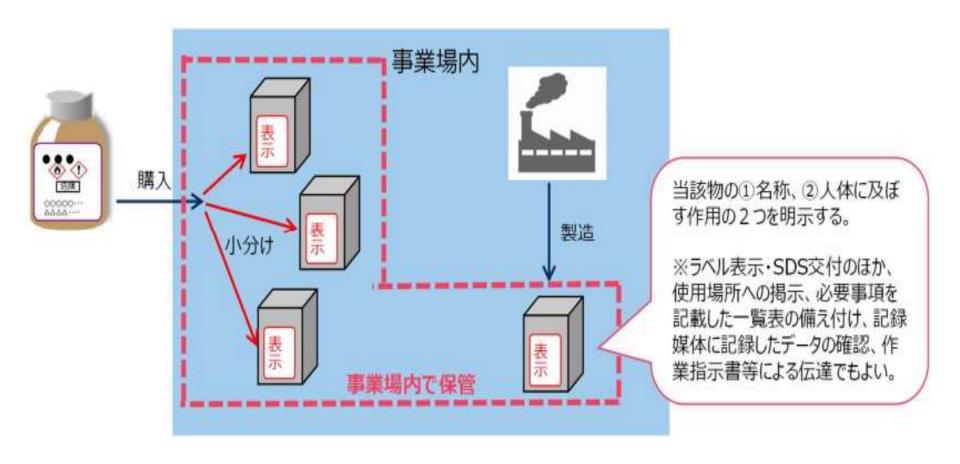
- ③情報伝達の強化
- ③-2. SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

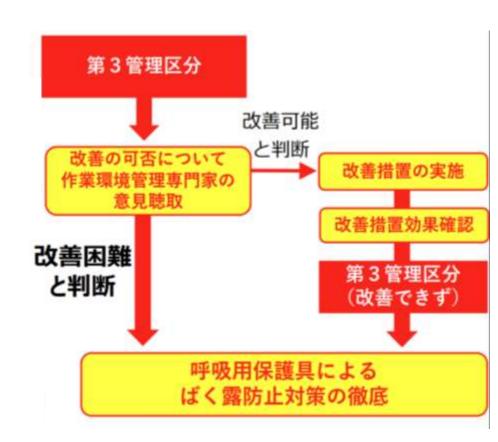
- ③情報伝達の強化
- ③-3. 事業場内別容器保管時の措置の強化



第三管理区分事業場の措置強化

第三管理区分である事業場

- ⇒作業環境管理専門家からの助言を 受け、改善を図らなければならない
- ※これによってもなお、第三管理区分となっている作業場所
- ⇒・個人サンプリング法等による測定
 - ・その測定結果に応じて適切な呼吸 用保護具を選択、使用
 - 1年以内に1回、フィットテスト によって確認する



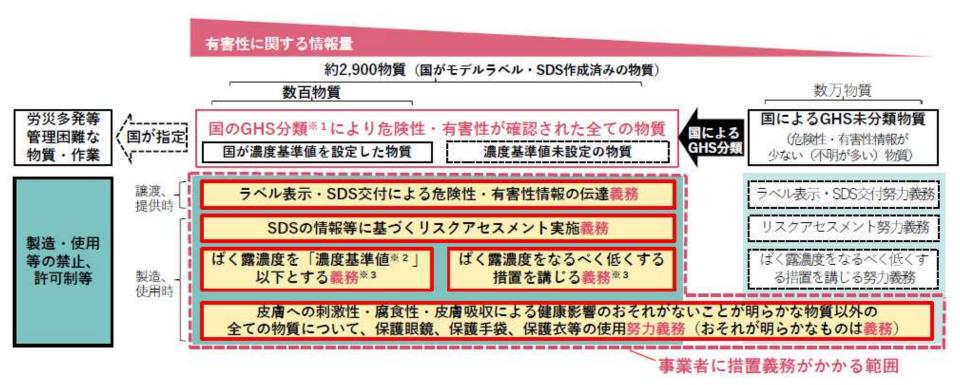
4. 何をやるのか

リスクアセスメントによる対応強化

【制度改正の概要】 現行 改正後 重度の健康障害あり 石綿等 製造禁止 8物質 製造禁止 十分な防止対策なし) 個別規制 個別規制 健康障害多発 116物質 **安全デー** (特にリスクの高い業務あり) PCB等 640物質 健康障害発生 強化部分 **交付義務** (使用量や使用法 リスクアセスメント努力義務 によってリスクあり) 有害な物質 定の危険・ (SDS交付努力義務 (SDS交付努力義務 約6万物質 危険性・有害性が確認されていない物質

4. 何をやるのか

リスクアセスメントによる対応強化



リスクアセスメントを行い、事業者がばく露低減の手段を選択 ⇒事業者は従業員の安全を説明する責任が求められる

安全とは?

広義の安全には衛生を含みます。 本解説では、基本的に広義の安全を使用します。

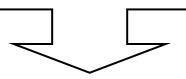
ISO/IECガイド51

許容できないリスクがないこと

次々ページ

次々々ページ

受け入れ可能なリスクは含まれている



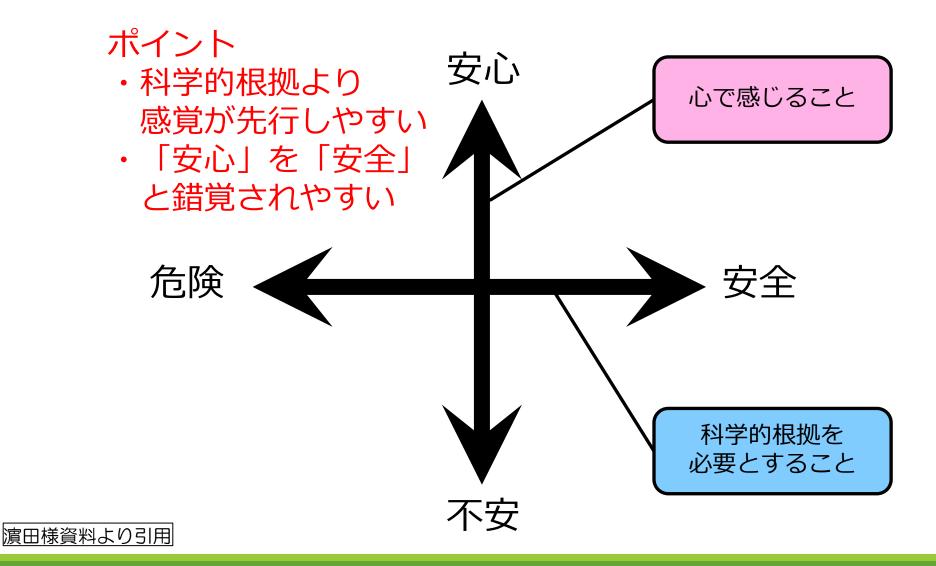
- ・リスクの概念の理解が不可欠
- ・安全はリスク経由で定義

(未来のことだから、確定論にはならない)



濵田様資料より引用

安全と安心



メリットとデメリット



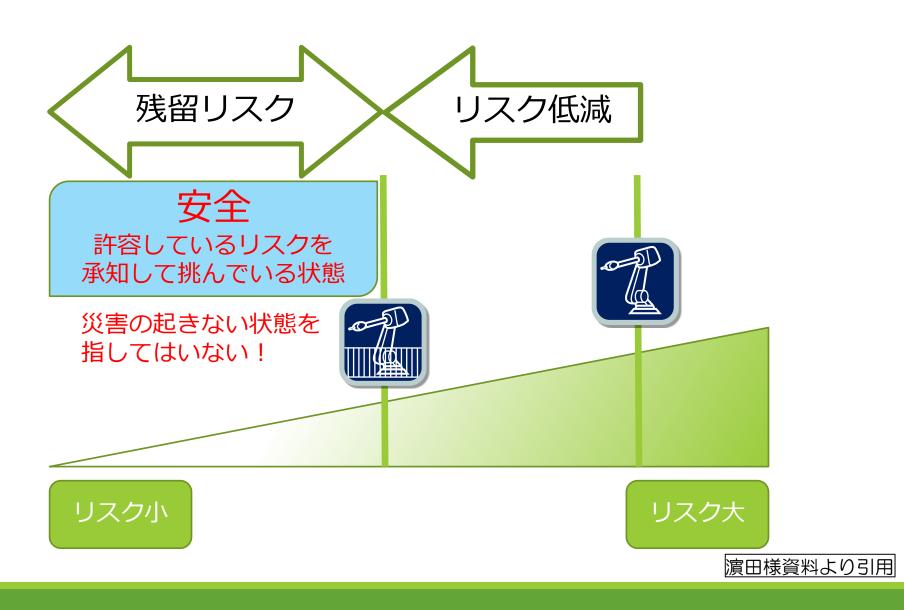


好むと好まざるとにかかわらず、受益に対する リスクが存在する。

- ・許容するか否かは価値観であり、別
- ・意識すらされていないことも多い

濵田様資料より引用

安全はリスク経由で定義



「許容する」とは

災害という「結果」を受け入れられる

紙で手を切る。お札で手を切る。程度ならOKの場合も

(残留) リスクを承知できる

どこまでを「許容」するか



法令があれば、その法令(最低限) それ以外は、対象となる人、時代背景(価値観など)、技術力など によって変化する。

「安全」とは

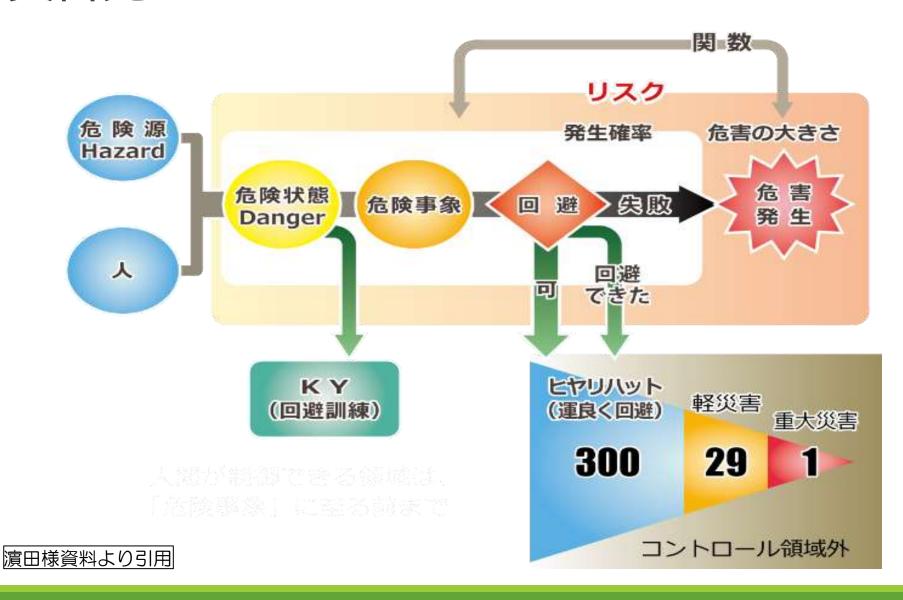
「安全」とは、事故の起きない状態を指してはいない。

「安全」と「危険」という絶対的にどちらかに分類されることではない。

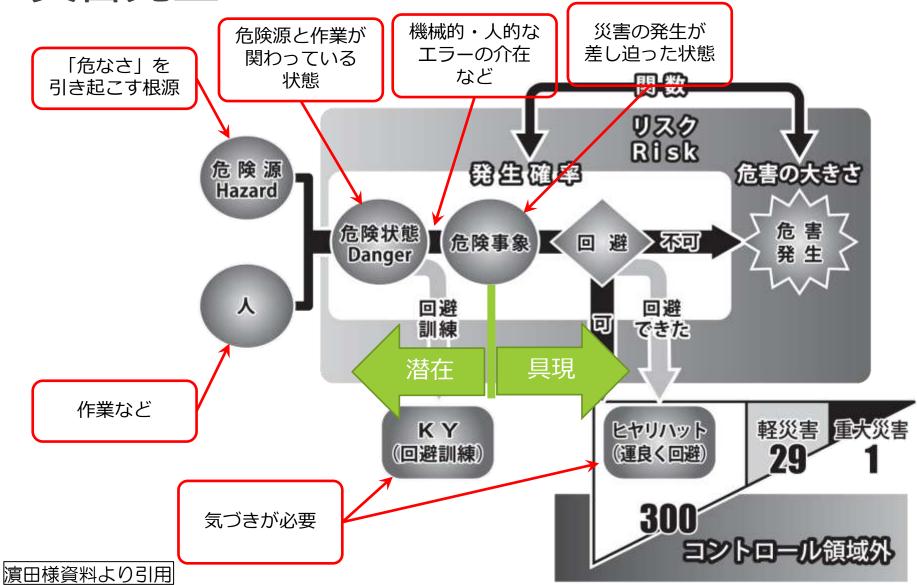
「安全」とは、許容できないリスクがないことであり、望むこと(利益)と引き替えに許容しているリスクは存在している状態を指している。

リスクを許容するとは、結果としての事故を容認することではなく、望むこと(利益)のためにセットで付いてくる不利益を承知して挑むことである。

災害発生プロセス



災害発生プロセス



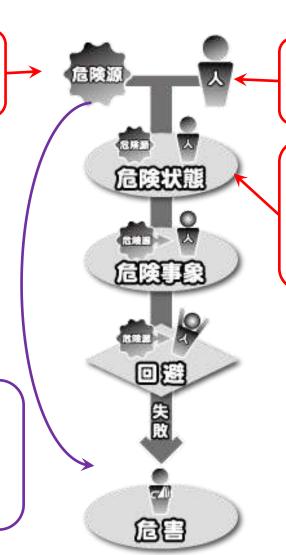
災害発生プロセスに沿って把握

危険源を同定する (どのような危険源が 存在するか)

ポイント

・危険源を「探す」「見つける」などと表現されるケースでは、リスクの概念が理解されていないことが多い

一般的に危険源 のエネルギーの 大きさと危害の 大きさは比例す る



作業を把握する

危険源と作業との 関わり方を 把握・認識する

ポイント

- ・把握する仕組みすら存在しないケースもある。
- ・把握したとたん、良し悪しの話 にすり替わり、純粋に把握する ことに結びつかないことも多い

化学物質=「悪」なのか(1)

例

IARCによる人に対する発ガン分類から

- グループ1 発がん性がある
- グループ 2 A 恐らく発がん性がある
- グループ2B 発がん性の恐れがある
- グループ3 発がん性を分類できない
- グループ4 恐らく発がん性はない

グループは、強度を示していない!

化学物質=「悪」なのか(2)

グループ1 発がん性がある

- アスベスト
- 六価クロム化合物
- ●ニッケル化合物
- 放射性ヨウ素被曝
- 石英結晶
- ●タバコの喫煙
- X線照射
- 紫外線を発する日焼けマシーン
- ●太陽光曝露
- アルコール飲料

化学物質=「悪」なのか(3)

グループ2B 発がん性の恐れがある

- カーボンブラック
- クロロホルム
- ・コバルト
- 金属ニッケル
- 鉛
- 溶接ヒューム
- ●ガソリン
- ガソリンエンジンの排気ガス
- ワラビ属のシダ
- アジア式野菜の漬物
- ●コーヒー

化学物質=「悪」なのか (まとめ)

- 生産活動はもちろん、日常生活においても、化学物質と関わっている。
- すべての物質は毒である。毒でないものは何もない。摂取量によって毒にも薬にもなる。パラケルスス(Paracelsus 1493 -1541)
 - →安全の定義そのもの
- 規制を受けるか否かという視点ではなく、化学物質との関わり方(リスク)を知りコントロール下に置くことを考える。(相手に考えさせる)
 - =(リスク管理の必要性)

リスクアセスメントの概念

作業者へのリスク

作業者の体に取り込まれる量が健康に障害が生じる量を超える場合、健康障害を生じるリスク。

事故時のリスク

爆発•火災 事故 化学物質の取り扱いを 誤ると瞬時に爆発や火 災,眼、皮膚への障害 などが起きるリスク。 想定外の事故を想定し その可能性を見積もる

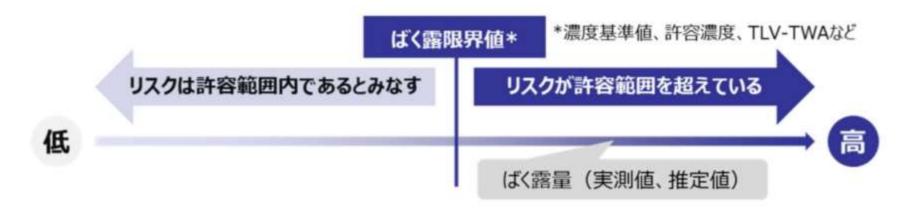
健康有害性 有害性の程度 晒される程度 (ばく露限界値) ばく露量

物理化学的危険性

危険源の性質に 起因する事故の ◆◆◆ 重大性

発生可能性

リスクアセスメント:何と何を比べるのか



リスクアセスメントに用いるばく露限界値は以下の優先順位に基づいて設定する。

優先順位	説明
① 濃度基準値	行政が定める濃度基準値(2024年4月1日以降)が設定済の物質については、濃度基準値を採 用する
② 学会等が勧告しているばく露限界値	ACGIH TLV-TWA、日本産業衛生学会 許容濃度、ドイツDFG MAKなどのばく露限界値のうち、信頼性が高く、最も低い(有害性の高い)値を採用する。
③ 管理目標濃度	GHS分類に基づいた健康有害性の情報からばく露管理を行う目安としての管理目標濃度を採用する。

①濃度基準値

※一部抜粋

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	-
アクリル酸メチル	2 ppm	·—
アクロレイン		0.1 ppm [∰]
アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)	5 mg/m³	-
アセトアルデヒド		10 ppm
アセトニトリル	10 ppm	g
アセトンシアノヒドリン	_	5 ppm
アニリン	2 ppm	-
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	1 ppm	-
アルファーメチルスチレン	10 ppm	_
イソプレン	3 ppm	_

- ・全ての労働者のばく露が、濃度基準値以下であることが必要
- ・呼吸域の濃度が濃度基準値を上回っていても、有効な呼吸用保護具の 使用により、労働者のばく露を濃度基準値以下とすることも許容
- ・濃度基準値には、八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値が設定される
- ・発がん性が明確な物質については、濃度基準値の設定がなされていない⇒ばく露される程度を最小限度とする対策は必要

○時間加重平均値とは

複数の測定値がある場合に、それぞれの測定を実施した時間(測定時間)に応じた重み付けを 行って算出される平均値

$$C_{TWA} = \frac{(C_1 \cdot T_1 + C_2 \cdot T_2 + \dots + C_n \cdot T_n)}{(T_1 + T_2 + \dots + T_n)}$$

C_{TWA}:時間加重平均値

T₁、T₂、…、T_n:濃度測定における測定時間

 C_1 、 C_2 、…、 C_n : それぞれの測定時間に対する測定値

$$T_1 + T_2 + \cdots + T_n = 8$$
時間 → 八時間時間加重平均値
$$T_1 + T_2 + \cdots + T_n = 15分間 → 十五分間時間加重平均値$$

○<u>計算例</u>

1日8時間の労働時間のうち、化学物質にばく露する作業を行う時間(ばく露作業時間)が4時間、ばく露作業時間以外の時間が4時間の場合で、濃度測定の結果、2時間の濃度が0.1 mg/m³、残り2時間の濃度が0.21 mg/m³、4時間の濃度が0 mg/m³であった場合

$$C_{TWA} = \frac{0.1 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{時間} + 0.21 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{時間} + 0 \text{ mg/m}^3 \times 4 \text{時間}}{2 \text{時間} + 2 \text{時間}}$$

$$= 0.078 \text{ mg/m}^3$$

八時間濃度基準値の趣旨

- ・長期間ばく露することにより健康障害が生ずる物質が対象
- ・この濃度以下のばく露においては、おおむね全ての労働者に健康障害 を生じないと考えられている

短時間濃度基準値の趣旨

- ・短時間でのばく露により急性健康障害が生ずる物質が対象
- ・作業中のいかなるばく露においても超えてはならない濃度基準値

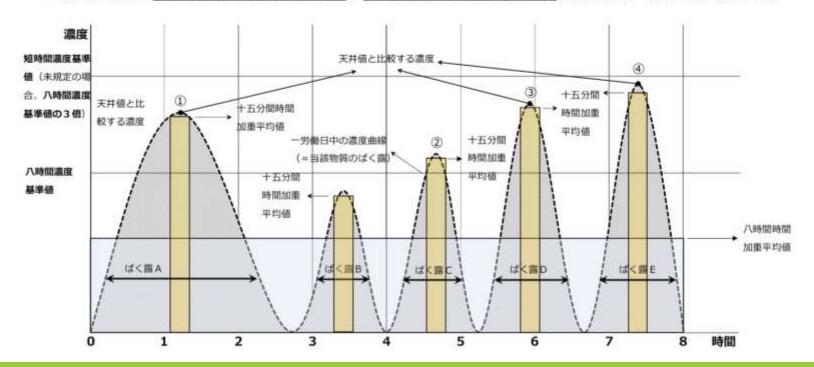
天井値の趣旨

・天井値については、眼への刺激性等、非常に短い時間で急性影響が 生ずることが疫学調査等により明らかな物質について規定されており、 いかなる短時間のばく露においても超えてはならない基準値である。

努力義務(1)

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

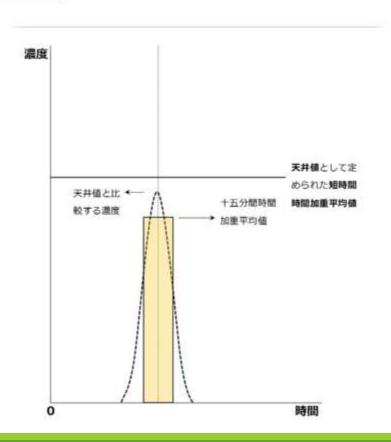
- ① <u>八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値</u>が定められているものについて、当該物のばく露における<u>十五分間時間</u> 加重平均値が八時間濃度基準値を超え、かつ、短時間濃度基準値以下の場合にあっては、
 - 当該**ばく露の回数**が1日の**労働時間中に4回を超えず**、かつ、当該**ばく露の間隔を1時間以上**とすること。
- ② <u>八時間濃度基準値が定められ</u>ており、かつ、短時間濃度基準値が定められていないものについて、当該物のばく 露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超える場合にあっては、
 - 当該ばく露の十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値の3倍を超えないようにすること。



● 努力義務(2)

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- ③ 短時間濃度基準値が天井値として定められているものについて、
 - 当該物のばく露における濃度が、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、短時間濃度基準値を超えないようにすること。



- 努力義務(3)
- ④ **有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるもの**を2種類以上含有する**混合物の 八時間濃度基準値**については、次の式により計算して得た換算値が1を超えないようにすること。

```
C = C_1 / L_1 + C_2 / L_2 + \cdots (この式において、C、C_1、C_2 \cdots C_3 C_1) C_2 \cdots C_4 (この式において、C C_1 C_2 \cdots C_5 C_4 ) C_5 (この式において、C C_5 ) C_5 (この式において、C_5 ) C_5 (この式によいて、C_5 ) C_5 (この式によいて、C_5 ) C_5 (この式によいで、C_5 ) C_5 (この式において、C_5 ) C_5 (この式によいで、C_5 ) C_5 (この
```

⑤ ④の規定は、短時間濃度基準値について準用する。

- ●特別則が適用される物質の取扱い
- ① 管理濃度が設定されている物質につていは、作業環境測定に基づく 作業環境改善措置が求められるため濃度基準は設定しない。
- ② 作業環境測定の対象だが管理濃度が設定されていない物質(インジウム化合物等)については、保護具使用を前提とした規制としており、濃度基準値は設定しない。
- ③ 作業環境測定の対象でない物質(第3種有機溶剤、特化物第3類、 四アルキル鉛等)については、特別則の対象物質に対する規制強化 を行わないとの判断から、濃度基準値は設定しない。

濃度基準が設定されているから<mark>危険</mark>、 濃度基準が設定されていないから安全 ではない

②学会等が勧告しているばく露限界値

許容濃度	労働者が 1 日 8 時間, 週間 40 時間程度、肉体的に
	激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、
	当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれ
	ば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見
	られないと判断される濃度
最大許容濃度	作業中のどの時間をとっても曝露濃度がこの数値以
	下であれば,ほとんどすべての労働者に健康上の悪い
	影響が見られないと判断される濃度
TWA (Time-Weighted	大気中の物質濃度の時間加重平均値で、通常、労働時
Average:時間加重平均値)	間が8時間/日及び40時間/週での値。作業環境中
	で大気中の物質濃度は一日のうちに変動し得るが、
	TWA は濃度とその持続時間の積の総和を総時間数で
	割ったもの (8 時間—TWA)

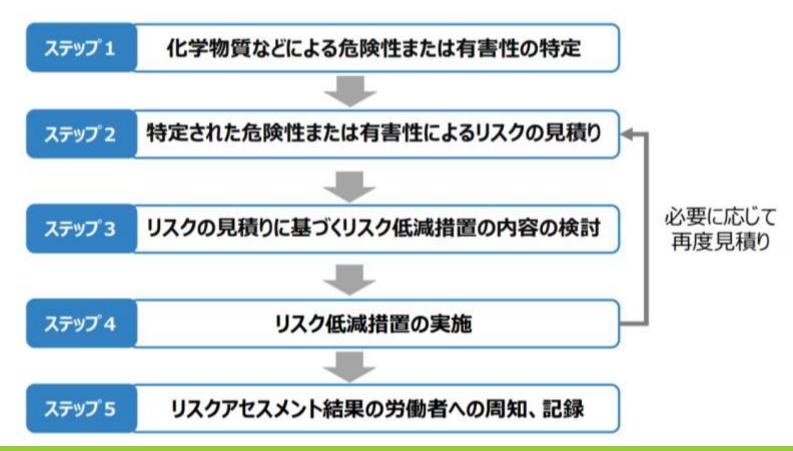
③管理目標濃度

CREATE-SIMPLEでは、ばく露限界値が無い場合において、GHS 分類に基づいた健康有害性の情報からばく露管理を行う目安として「管理目標濃度」が設定されている

HL		管理	目標濃度
	GHS有害性分類と区分	蒸気[ppm]	粉体[mg/m³]
5	呼吸器感作性:区分1 生殖細胞変異原性:区分1または2 発がん性:区分1	~0.05	~0.001
4	急性毒性:区分1または2 発がん性:区分2 生殖毒性:区分1または2 特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分1	0.05~0.5	0.001~0.01
3	急性毒性:区分3 皮膚腐食性/刺激性:区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:区分1 皮膚感作性:区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分1 特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分2	0.5~5	0.01~0.1
2	急性毒性:区分4 特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分2	5~50	0.1~1
1	急性毒性:区分5 皮膚腐食性/刺激性:区分2または3 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分3 誤えん有害性(旧 吸引性呼吸器有害性):区分1または2 他の有害性ランク(1~5)に分類されない場合(区分に該当しない場合も含む)	50~500	1~10

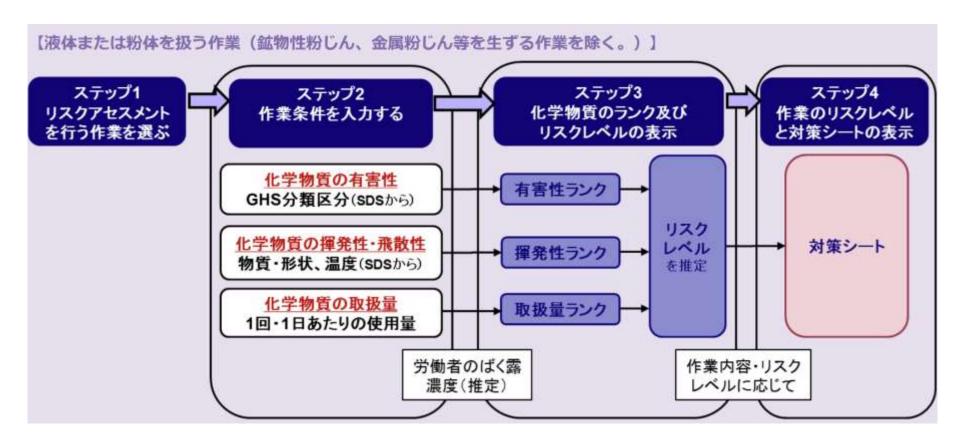
リスクアセスメントの手順

リスクアセスメントは、化学物質等による危険性又は有害性の特定、 リスクの見積り及びリスク低減措置の検討、リスク低減措置の実施及び リスクアセスメント結果の労働者への周知という手順で進める

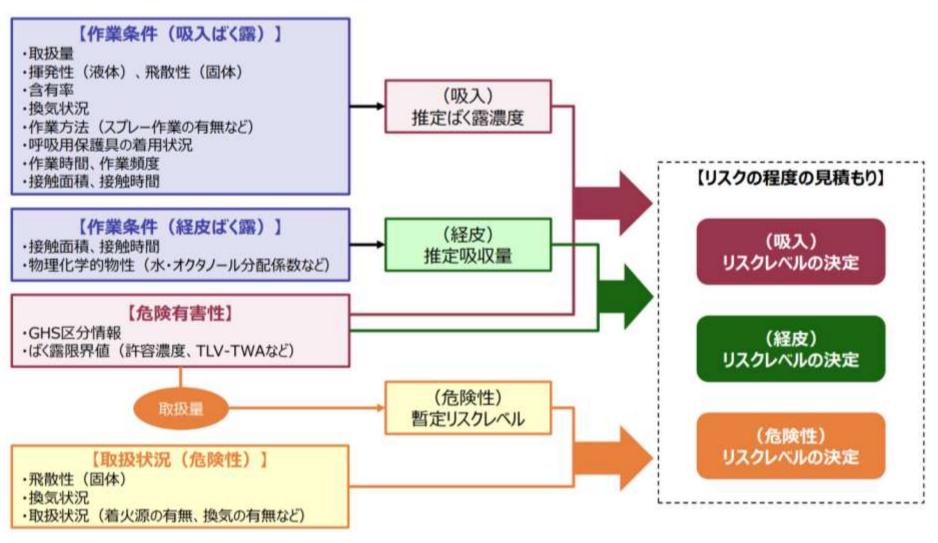


リスクの見積り スタート 初期調査 ※ ※リスクの見積り及びリスクアセスメントの リスクアセスメント対象物の有害性の特定 方法は、労働者の健康を守るために、事 業者自らの責任で選択・実行するもので ばく露記録等の確認(作業環境測定結果など) あり、化学物質管理者はその技術的部分 簡易測定 数理モデル の遂行に責任がある。 (CREATE-SIMPLE等) (検知管、リアルタイムモニター) 農度基準値を超えるおそれのある いいえ 定期的なリスク低減措置の有効性確認 屋内作業がある 定期的なリスクアセスメント 定以上のリスクがある作業がある はい 詳細調査 ※ リスクアセスメント 確認測定 における測定 いいえ ばく露を最小限度とすることを 屋内作業のばく露が濃度基準値以下 - 定以上のリスクがある作業がない 含むリスク低減措置の実施 はい 定期的なリスク低減措置の有効性確認 定期的なリスクアセスメント

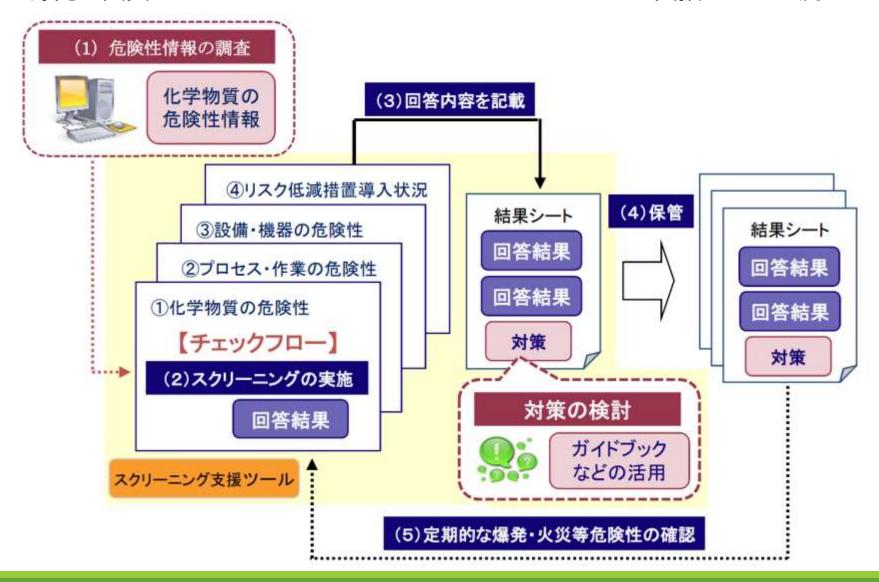
●コントロールバンディングの流れ



●CREATE-SIMPLE の流れ



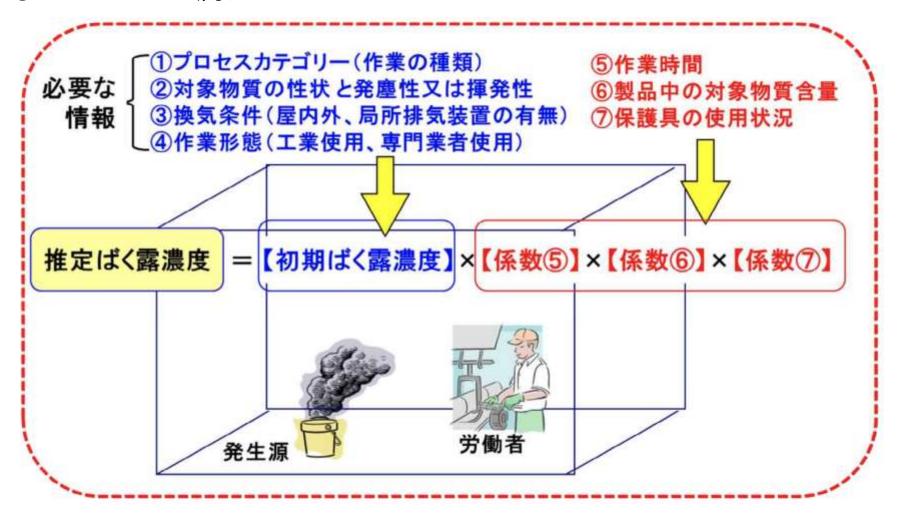
●爆発・火災のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツールの流れ



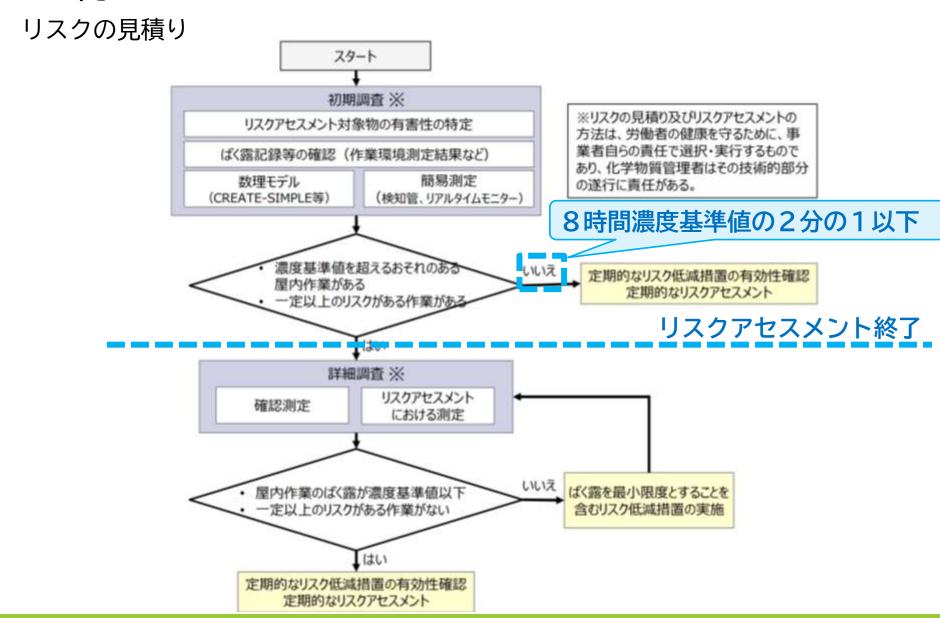
●安衛研リスクアセスメント等実施支援ツールの流れ

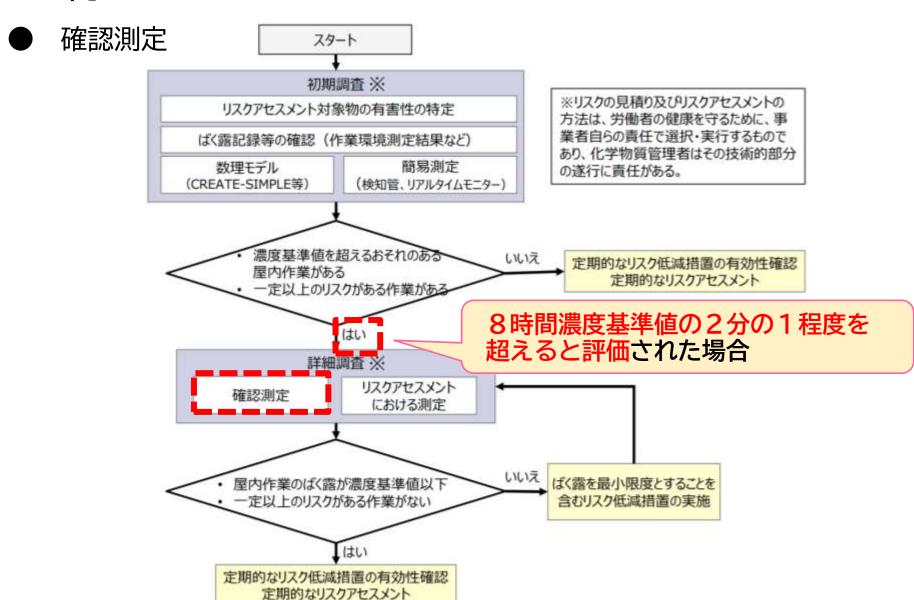


●ECETOC TRAの流れ



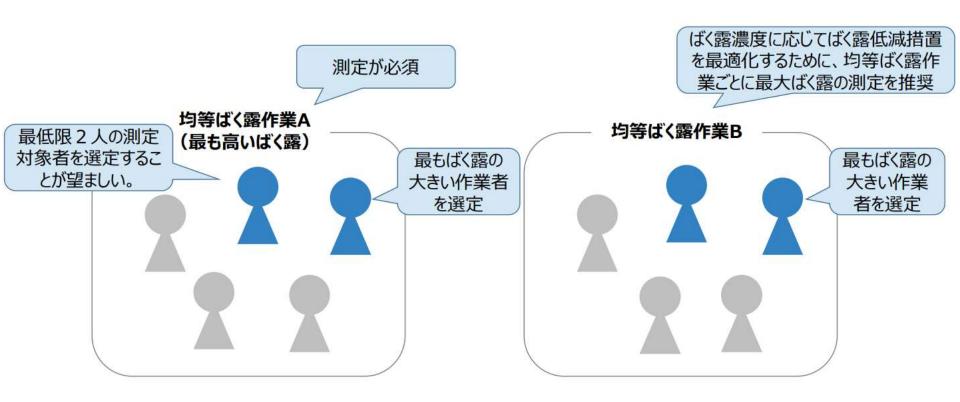
分類	支援ツール	推定ばく露量 の表示有無
数理 モデル	厚生労働省コントロールバンディング	無
	作業別モデル対策シート	無
	CREATE SIMPLE	有
	業種別のリスクアセスメント	無
	ECETOC TRA	有
実測	検知管を用いた化学物質のリスクアセスメント	有
	リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメント	有





● 確認測定

リスクアセスメントの結果や数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、有害物質へのばく露がほぼ均一であると見込まれる作業均等ばく露作業を特定する。



ばく露測定結果が全員の平均の50%から2倍の間に収まらない場合は、 均等ばく露作業を細分化することが望ましい

● 確認測定

8時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取(長時間測定)

確認測定は、労働者のばく露の測定であることから、空気試料の採取は労働者の呼吸域で行う。 空気試料の採取の時間については、8時間の1つの試料か8時間の複数の連続した試料とすることが望ましい。8時間未満の連続した試料や短時間ランダムサンプリングは望ましくないが、例外として作業日を通じて労働者のばく露が比較的均一である自動化・密閉化された作業という限定的な場面等には適用できる。

ただし測定されていない時間帯のばく露状況が測定されている時間帯と均一であることを、過去の測定結果や作業工程の観察等によって立証する必要がある。

この場合であっても、試料採取時間は、ばく露が高い時間帯を含めて、少なくとも2時間(8時間の25%)以上とする。

● 確認測定

短時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取(短時間測定)

長時間測定と同様に、空気試料の採取は労働者の呼吸域で行う。 空気試料の採取の時間については、最もばく露が高いと推定される労働者(1人)について、最もばく露が高いと推定される作業時間の 15 分間に測定を実施する。

測定については、測定結果のばらつきや測定の失敗等を防ぐ観点から、同一作業シフト中に少なくとも3回程度実施し、最も高い測定値で評価を行うことが望ましい。

ただし、同一作業シフト中の作業時間が 15 分程度以下である場合は、1回でよい。

● リスクアセスメントにおける測定

(1) 基本的考え方

事業者は、低減措置として、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることのみならず、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等を駆使し、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めた措置を実施する必要がある。事業者は、工学的対策の設定、及び評価を実施する場合には、個人

事業者は、工学的対策の設定 及び評価を実施する場合には、個人ばく露測定のみならず、よくデザインされた場の測定を行う。

(2) 試料の採取場所及び評価

事業場における全ての労働者のばく露の程度を最小限度とすること を含めたリスク低減措置の実施のために、ばく露状況の評価は、事業 場のばく露状況を包括的に評価できるものであることが望ましい。

このため、事業者は、労働者がばく露される濃度が最も高いと想定される均等ばく露作業のみならず、幅広い作業を対象として、当該作業に従事する労働者の呼吸域における物質の濃度の測定を行い、その測定結果を統計的に分析し、統計上の上側信頼限界 (95%) を活用した評価や物質の濃度が最も高い時間帯に行う測定の結果を活用した評価を行うことが望ましい。

- ばく露評価によらないリスクの見積もりの方法
 - (1) 特別規則で規定されている具体的な措置に準じた方法 危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生 法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認す る方法がある。

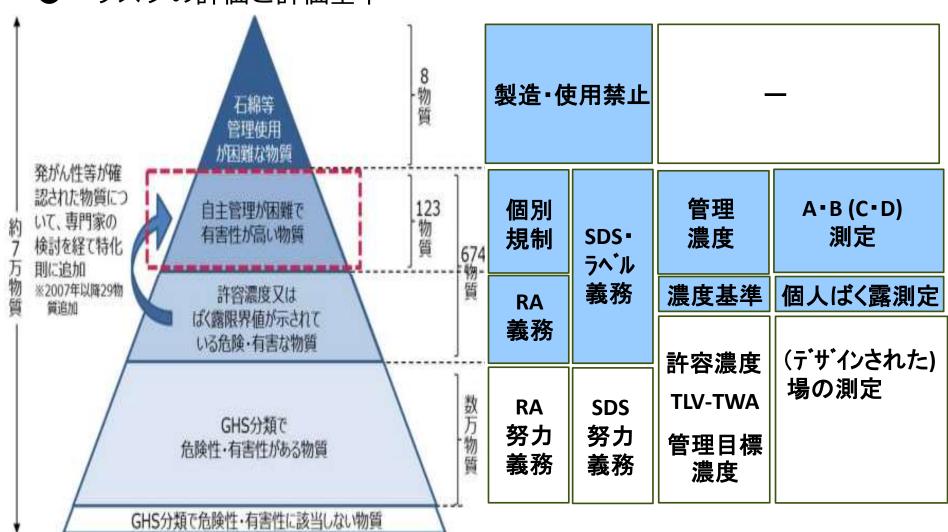
特別規則(特化則、有機則等)の対象物質(特定化学物質、有機溶剤など)については、特別規則に定める具体的な措置(工学的措置や作業環境測定により得られた管理区分)の状況を確認する方法である。

(2)業種別マニュアルに基づく方法

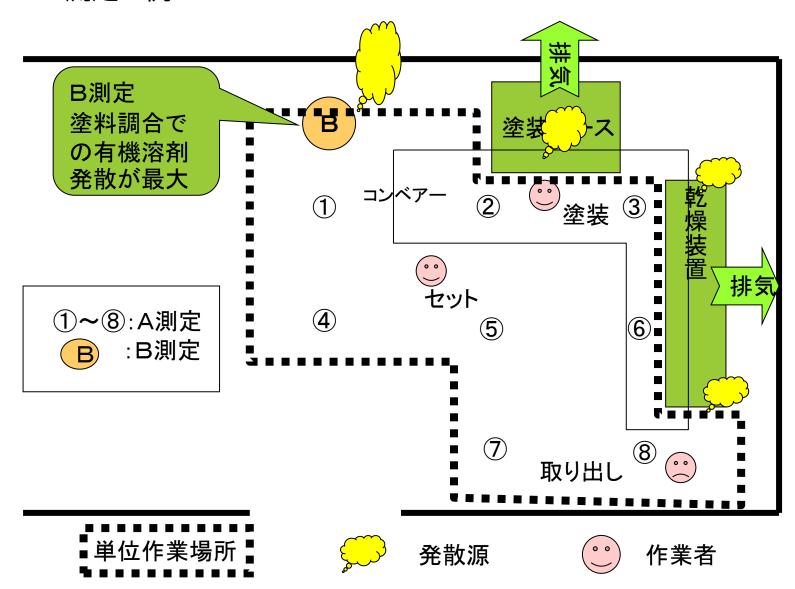
建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、異なる 現場で毎回測定を行うことは困難であることから、典型的な作業を洗 い出し、あらかじめそれら作業における労働者のばく露を測定し、そ の測定結果に基づき、あらかじめ、十分な余裕を持って必要なばく露 低減措置を決定しておくことで、それら作業に関するリスクアセスメ ント及びその結果に基づく措置を実施する方法が認められる。

4. 何をやるのか

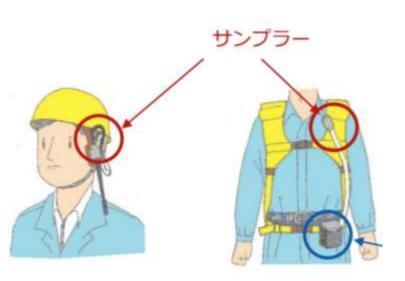
● リスクの評価と評価基準

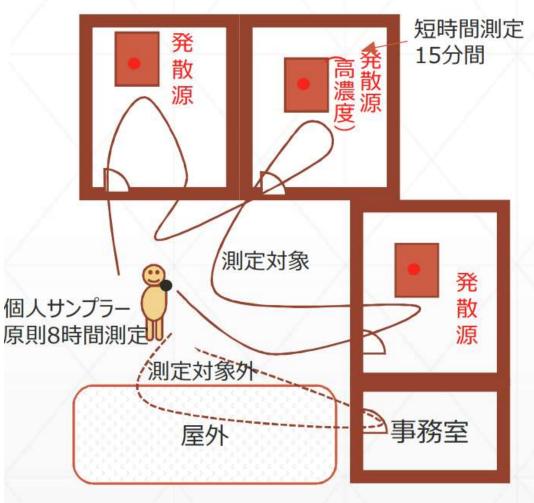


● A·B測定の例



● 個人ばく露測定の例





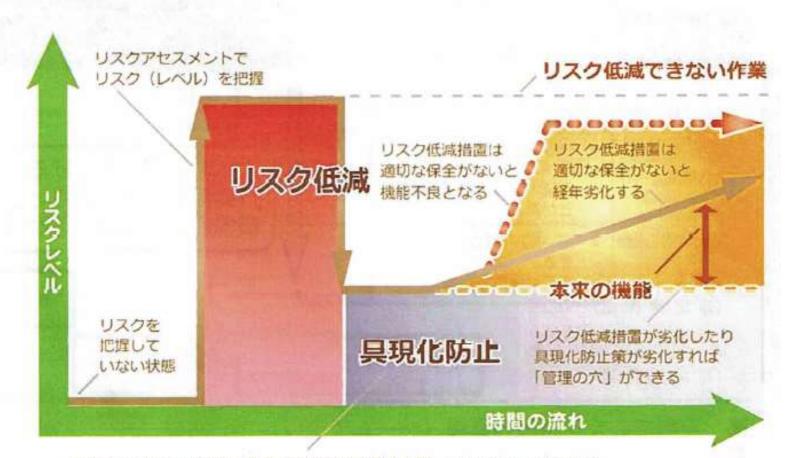
5. ばく露防止措置

● リスク低減措置の実施

優先順位	検討内容
高	ア. 【設計や計画の段階における措置】 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、
	取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減 ※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。
	イ. 【工学的対策(ハード面の措置)】
	化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策また は化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策
	ウ. 【管理的対策(ソフト面の措置)】
	作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策のほか教育訓練など
	エ. 【個人用保護具の使用】
	化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用
低	※ア〜ウの対策を講じても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施

5. ばく露防止措置

● 定期的なリスク低減措置の有効性確認



具現化防止策は継続的に管理(管理者の管理する先)していないと劣化する。 残留リスクに対応できなくなると、事故に結びつきやすい。

濵田様資料 RA出前講座

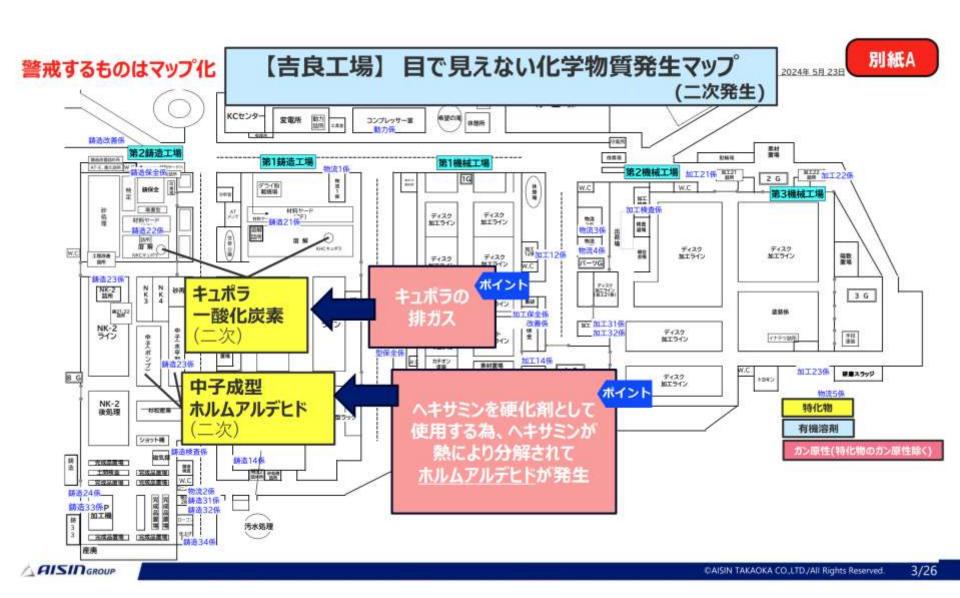
6. 活動事例① (疾病防止措置の実施)

法改正に伴う有害物質のイメージとAT使用品

1. 法改正に伴う有害物質拡大

・判っているいるもの どちらかと言うと目で見える 製造・使用等の ※材料・副資材等の含有物質 ボイント 石綿等 禁止 8物質 RA対象製品数 451製品 別紙B (内、特化物、有機溶剤 121製品) 2024.6.3現在 自主管理が 特化則・有 困難な 機則による 判らず RA 123物質 有害性が 個別具体的 0 高い物質 な措置義務 【重点管理対象】 義務 作業記録必要 896物質 作業環境測定 Ē (発ガン物質) ·特殊健康診断 使用 許容濃度が示されてい が義務 -般的措 る有害物質 置義務 有機溶剤·特化物 具体的な RA 措置 GHS分類で危 0 る 基準なし 険有害性がある 努力 できれば代替へ 数万物質 義務 物質 その他の有害物質 ポイント 目で見えない GHS分類で 高丘独自 物質の反応・分解等で二次的に ボイント 危険有害性に 高温物を扱うゆえ 二次生成される 別紙A 該当しない物質 バックファイヤー要因のメタン 見えない物質も責任もって特定 ガスの存在 2/26 AISIN GROUP CAISIN TAKAOKA CO_LTD JAII Rights Reserved.

2. AT使用品:有害物質含有品(号口品)



別紙A

目に見えない化学物質とは・・・【中子成型】

物質の反応・分解等で二次的に生成される物質 (材料等の含有物質でない為、SDSの成分情報に記載なし)

> ヘキサミンを硬化剤で 使用する為に熱反応で

ホルムアルデヒド

が発生する

鋳造業は高温物を扱うため、二次的に発生する

目に見えない物質に注意が必要

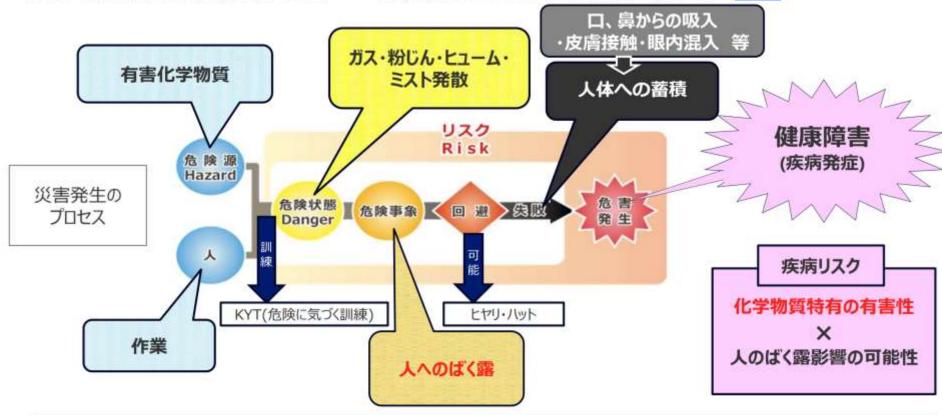
他には 一酸化炭素(キュポラの排ガス) 亜硫酸ガス 等

ARISINGROUP

©AISIN TAKAOKA COLLTD./All Rights Reserved.

4/26

化学物質の疾病リスクとは・・・ 災害発生のプロセスで考える ベイント



疾病リスク回避に向けSDSのGHSラベル等から化学物質の有害性を確実に特定する

AISINGROUP

©AISIN TAKAOKA CO_LTD./All Rights Reserved.

安全と健康面で警戒する物質 優先順位 (アイシン高丘の判断)



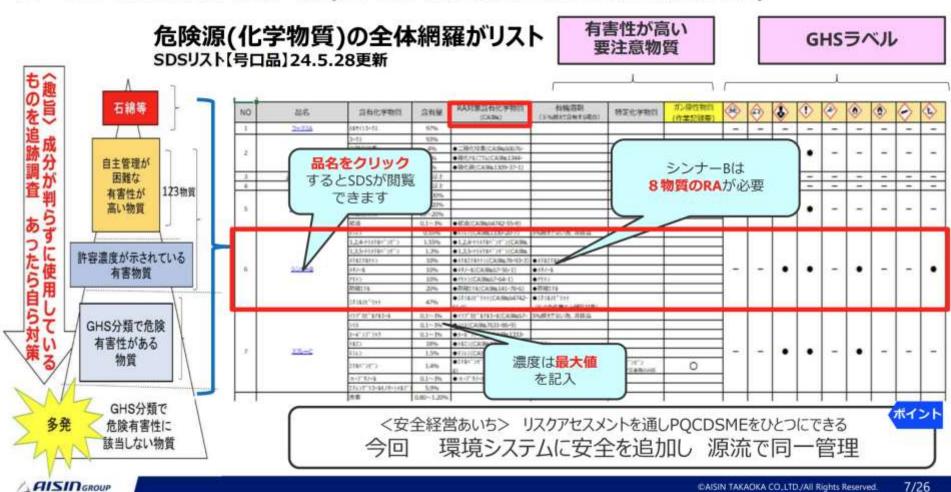


©AISIN TAKAOKA COLLTD / All Rights Reserved.

6/26



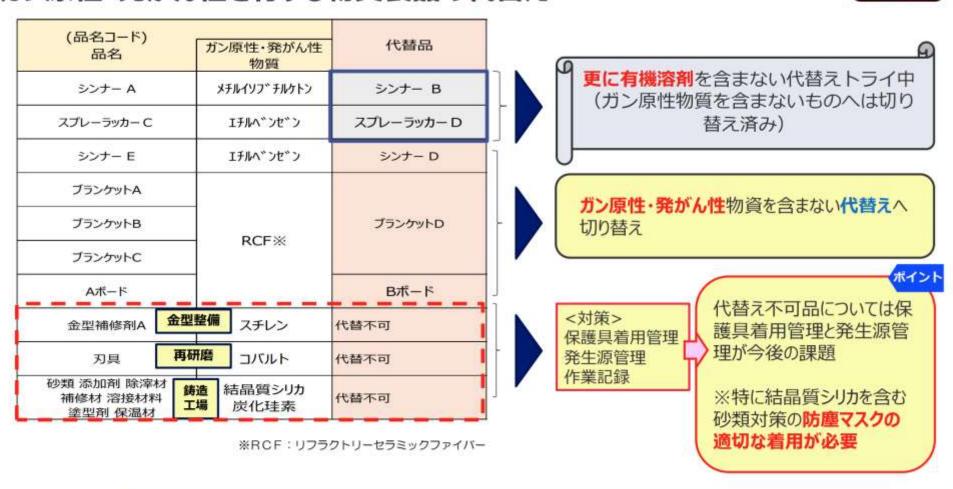
化学物質リストSDS一覧(社内HPで誰もが見ることが出来きます) ×



©AISIN TAKAOKA CO,LTD,/All Rights Reserved.

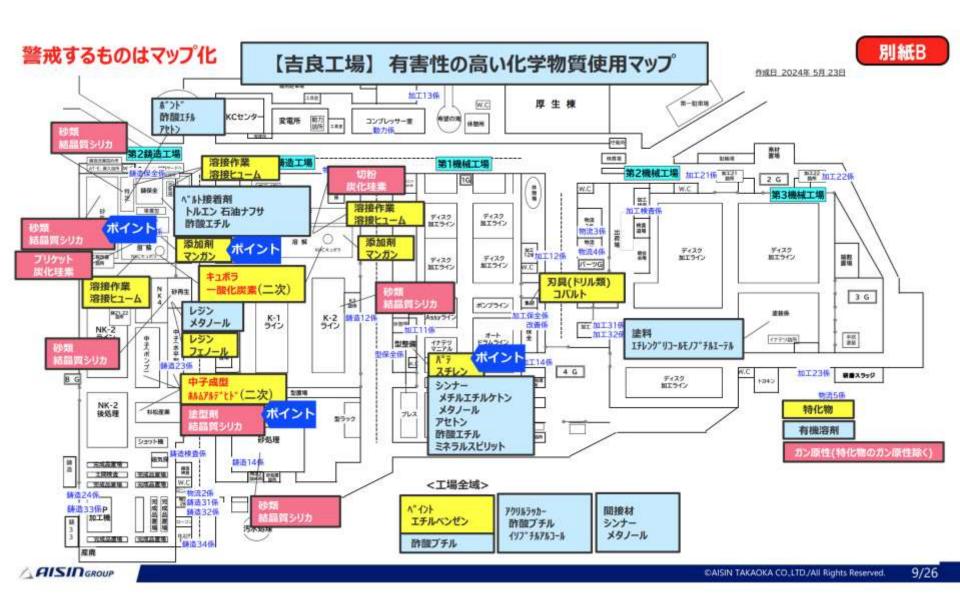
ガン原性・発がん性を有する物質製品の代替え

別紙B



AISINGROUP

©AISIN TAKAOKA CO.,LTD./All Rights Reserved.



工程別化学物質使用例(特化・有機・ガン原生物質など)

別紙B

No	工程	主な材料等	対象物質
1	溶解	原材料·添加合金·除滓剤·断熱材 ※キュポラの排ガス《二次生成》	マンガン (特化物) 炭化珪素 (ガン原性物質) 一酸化炭素 (特化物)
2	注湯	添加合金·接種材·除滓剤·断熱材	マンガン(特化物)
3	造型	造型砂·離型剤	結晶質シリカ(ガン原性物質)
4	中子	中子砂・塗型剤・離型剤 ※硬化剤含有のヘキサミンの熱分解でホルムアル デヒド《二次生成》	結晶質シリカ (ガン原性物質) ホルムアルデヒド (特化物)
5	バリ取り	塗料(スプレーラッカー)	エチルベンゼン (特化物) 酢酸ブチル (有機)
6	検査	塗料(スプレーラッカー)	エチルベンゼン (特化物) 酢酸プチル (有機)
7	加工	刃具・塗料(ペイントマーカー)	コバルト (特化物) エチルベンゼン (特化物) 酢酸ブチル (有機)
8	保全系	ベルト接着剤・油種類・塗料類・溶接	トルエン・酢酸エチル (有機) メタノール・アセトン (有機) 溶接ヒューム (特化物)

AISINGROUP

©AISIN TAKAOKA CO_LTD./All Rights Reserved.

10/26

記録方法

RA(クリエイトシンプル)結果で残す【製品名:360シンナー】

(クリエイト-シンプル: CREATE-SIMPLE 厚労省RA支援ツール)



会社からこの保護具着用と 言われたけど・・・・・

会社で使用する物質は、○○ どんな各特性で どの作業時に 接する だからこの保護具 とは教えられてない!

⇒その場合は会社責任

これに備える為にも 説明できる右記のRA記録を試行中

訴えに備えて

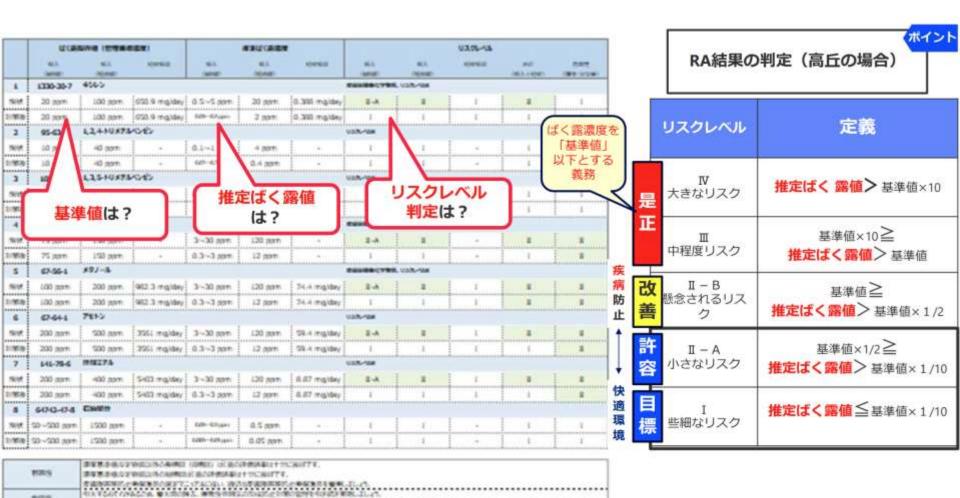
本人にサインをもらって 記録に残す





©AISIN TAKAOKA CO, LTD / All Rights Reserved.

11/26



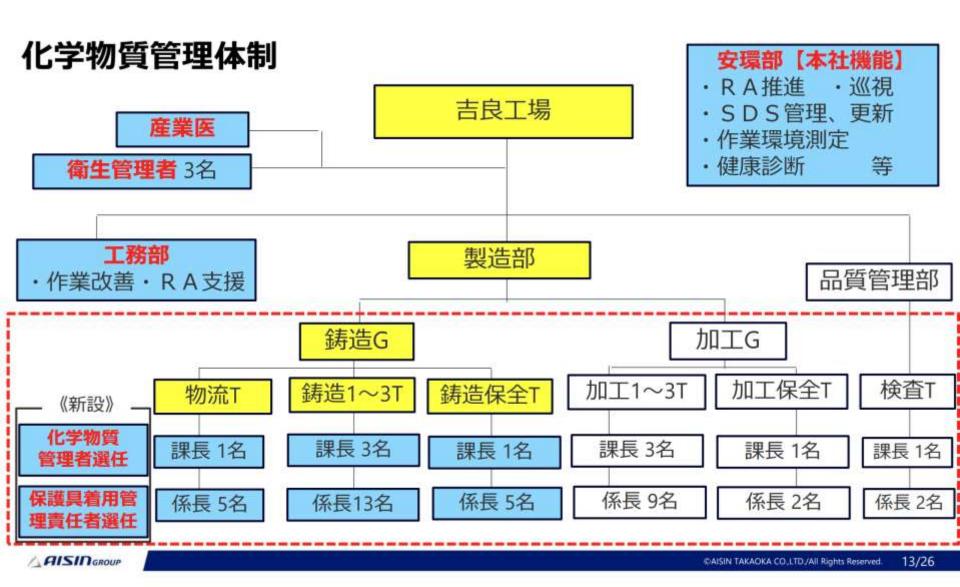
AISINGROUP

也没有各种的自然各类的 严重的认识的主义的主要解析。此一个专业的信息、专业等的联系的现在分词使用自由等重要的。此一个

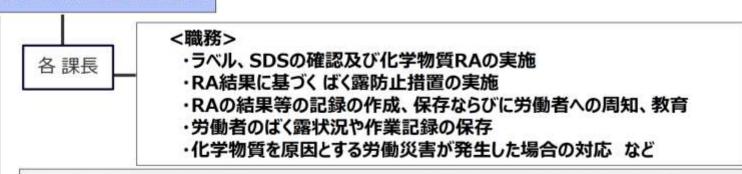
8005

OWN-NEWS

©AISIN TAKAOKA CO_LTD_/All Rights Reserved.



化学物質管理者の選任



多くの人に化学物質の知識を持ってもらいたいので、課長職を化学物質管理責任者に選任

保護具着用管理責任者の選任



<職務>

- ・呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択
- ・保護具着用基準の見直し、改定
- ・職場掲示及び着用の教育、指導
- ・着用状況の点検、フォロー

「社内保護具着用基準」から係(職場)毎の保護具着用基準を定めて、着用を指導(従来からしくみあり)



役割責任が果たせる力量確保が必要⇒社内専門教育の実施



DAISIN TAKAOKA CO.LTD./All Rights Reserved

14/26

化学物質 社内教育の取り組み 化学物質に携わる基礎学習 24.1月 教育ツール(eラーニング)「化学物質管理基礎教育講座」 課長以上 力量確保に向けた専門教育 ~講師:社内の安全衛生コンサルタント資格所有者~ 愛知労働基準協会主催の 化学物質 《必要な力量》 「(化学物質使用事業所向け) 管理者 化学物質管理者講習 | と同等の教育 ①SDSの理解 ②危険性・有害性 24.2月 リスクの把握 ③リスク低減対策 力量確保に向けた専門教育 ④危険性·有害性 ~講師:社内の安全衛生コンサルタント資格所有者~ の周知 保護具着用 ⑤ 労働衛生保護 管理責任者 具の選択 「保護具着用管理責任者講習」 と同等の教育 24.3月 係長・スタッフ

ASINGROUP

CIAISIN TAKAOKA CO,LTD,/All Rights Reserved.

今後の育成(OJT): 化学物質の管理状態やRA運用状況の確認 24.7月~

去改正	対応23年度スケジュール下類	明 023年		2	024年			法規制開始	23.10)月作成
	取り組み事項	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
/=	化学物質管理者 保護具着用管理責任者 選任				選任	済				
使用職場	RAの実施計画の作成			物質RA製 提(量·時		清	āti	画作成		実施中
	RAの実施							計	画に従い以上の計	実施
	全化学物質品(号口品)の 最新版SDS入手と社内HPの閲覧化	対象品:1	1842品(柞	材料・副資	材・刃具)	90	0.000	フォロ・	-展開中	
安環部	・化学物質管理/保護具着用ツールづくり・RA(CREATE-SIMPLE)ツール使い方マニュアルづくり	ツールづくり (E-ラーコ	沙(清)	(専門)	H.	入手	清	(92% 入手済	
H	化学物質管理者教育 ①ペース教育(基幹職全員) ②専門教育・演習(選任者	ì	14000	礎教育 幹職員	清 専門	教育			新規昇格	
	保護具着用管理責任者教育 ①ベース教育(係長・専門職全員 ②専門教育・実技(選	任者)	Į.	係長 評門職)	育 (選任	壬者)	清		のしくみ(:	24年度)
	RA(CREATE-SIMPLEツール使い方)教育 (各工場・もの革・QA等の)使用職場のTL 係長)		一一使	用部署の	ニーズに沿	って、教育	実施(青		
	ばく露濃度測定				ばく露星 告示(ばく	露濃度実況 果で測定対	
導部 入署	新規材料の使用開始前評価 (新規号口資材登録)		兼	新規号口登	登録は現行	うのまま導	入部署と	ウ環部で 実		能中

ARISINGROUP

©AISIN TAKAOKA CO,LTD./All Rights Reserved.

16/26

化学物質法対応24年度 全体計画 重点実施事項 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 使用職場·工場 RA RAの実施(既存物質)·記録保存 計画作成 特化 有機 その他有害性の高い順に実施 (保護具管理責任者) 化学物質管 表示不可の伝達対応 貼付け 理者 小分け表示(有害性情報伝達) 記録作成 がん原性物質の作業記録作成 ● 作成 O /trit ● 作成 職場基準 保護具 皮膚等障害化学物資の接触防止 適正保護具の使用 見直し 第3管理の場合の対策 管理 第3管理区分に対する措置対応 第3管理の場合の対策 RA・表示・記録・保護具実施状況の管理 実施状況の確認・フォロー 安環部 RA RAの運用状況の確認 チェックリスト 作成 化学物質の管理状態やRAの運用状況の確認 育成 化学物質管理者等の育成 教育 知識向上教育 教育 (2月定例) TLO 新任·後継 (eラーニング 揭示 選任掲示 表示不可の 伝達方法検討 作成・配付 調查依頼 小分け表示 RA結果からの評価と実測評価(濃度基準値設定物質毎) ばく露評価 評価手法提示 対策体制づくり 必要時時対策 関係部署 リスク低減 産業医含め 健診(秋) 健診(春) RA結果に基づく健診と特殊健診緩和 項目・頻度検討 記録保管 がん原性物質の作業記録保管(30年) ● 保管 ● 保管 **●** (421) ● 保管 ● 保管 ● 保管 保物 **●** 6219 ● 保報 ● 保管 ● 保管 ● 保留 把握方法の検討 (健康・衛生) 集団分析実施(健康T) 使用状況と分析結果から起因性確認 ガン疾病把提 がん等の遅発性疾病把握(起因) 使用状況の確認・フォロー 基準作成 展開 確認 保護具 皮膚等障害化学物質の接触防止 定期 北定 管理 第3管理区分に対する措置対応 第3管理の場合の対策支援 定期測定 第3管理の場合の対策支援 法の要求項目の追加 規定類の標準化

AISINGROUP

17/26

く滋評価・化学物質管理者・作業記録

©AISIN TAKAOKA CO,LTD./All Rights Reserved.

今後の取り組み(課題)

◆管理者の力量向上

- ○化学物質管理者等の力量向上
 - ⇒RAから実践へ(換気状態の管理、保護具選定の判断等)
- ◆危険有害性の周知【重要】
- ○SDS最新版の管理とその教育・RAの定着化とRA結果の教育・小分け 容器の有害性表示の維持管理
- ポイント ⇒有害性を理解させ、この化学物質に接する 「だから この保護具の着用が必要」

◆ばく露把握(実測)

○RAでの推定ばく露濃度が基準値 1 / 2超(II-B以上)の場合、実測評価の実施 実測も基準値 1/2超の場合⇒密閉・局排、直接触れないような道具等の 丁学的対策や**有効な保護具**で対応

◆作業環境管理

第3管理区分の撲滅

につながる

第3管理区分に区分された場合の法令等遵守



- 事業所外の作業環境管理専門家に改善可否を判断してもらう
- ② 第三管理区分の労働者に個人サンプリング法による測定を行い、暴露量を測定する
- ③ ②の測定結果から呼吸用保護具を選定し、選定した呼吸用保護具の着用を義務づけ
- ④ ③で指定した呼吸用保護具を正しく着用できているか、第三管理区分の作業場の労働者にマスクフィットテストを毎年実施する (マスクフィットテストの実施記録は3年間保存)
- (5) 上記①~④までの実施状況を**労働基準監督署へ遅滞なく報告**する



©AISIN TAKAOKA CO_LTD_/All Rights Reserved.

保護具着用管理責任者 「選任者数」 に関するアンケート

2024年7月吉日 愛知労働基準協会

	女倒則(下記)(で手業場母に	選仕とめりまりか、	保護具有用官埋員	仕者におい	(保護共に関9 る週上	は使用の浸透、	
	昼夜勤務時の監督	などから他を	tではどのような選f	王者数を考えられ ⁻	ているかを知	00たいとの声が高まって	います。	
	ついては化学物質	管理者も含め	カアンケートへの協力	カをお願します。 *	今回の結果は	は11月の基礎編第2回では	皆様にご報告いたしま	きす。
【アンケー	- -] ===	レ点チェッ	クください 複数	如答可です				
<前提>								
◆貴社	廿の業種	□製造業	□建設業	口その他	} ()		
◆貴社	1全体の従業員数	□1~2C	名 □21~30	0名 □301	名以上 *	事業場ではなく全体で回	回答願います	
〈化学物質	管理者〉							
◆事業	美場毎の選任者数	□1名 [□複数一□全管理者	<u>.</u>	口その他	(具体的に)	
◆複数	なとする/した理由		-口化学物質	に強い人づくり	□PD <i>CA</i>	E迅速に機能させる	口その他	
〈保護具	善用管理責任者〉							
◆事業	業場毎の選任者数	□1名 □]複数→□全監督者		口その他	也(具体的に)	
▲複数	めとする/1.た理由	ı	→□化学物質	に強い人づくり	口温透	口局夜勤終への対応	口子の他	

安全衛生則第12条の5 事業場ごとに、化学物質管理者を選任

化学物質管理者と保護具着用管理責任者〉

「地間」

〈配置人数比率

安全衛生則第12条の6 リスクアセスメントの結果に基づき、労働者に保護具を使用させる場合、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理、その他保護具に関連する業務を担当させなければなりません。保護具着用管理責任者は、保護具の選択に関すること、労働者の保護具の適正な使用に関することなどが職務となります。

◆*化学物質管理者を1とした場合、*保護具着用管理責任者は □ *1*:1 □ *1*:2 □全管理者:全監督者イメージで *1*:5以上 □他

講習会開催頻度検討等に活用させていただきます。イメージで回答ください

ご協力ありがとうございました。お帰りの際入り口に設置したボックスにお入れください。

6. 活動事例② (爆発・火災防止措置の実施)

'08年 安全強調月間 行事計画

当社は、7月1日~31日までを「安全月間」として、下記活動を展開します。(第81回全国安全週間は、7月1日~8日)

1. 今年の全国スローガン

トップが率先 みんなが実行 つみ取ろう職場の危険

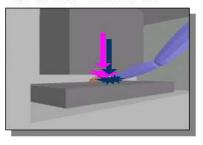
- 2. 当社安全月間活動の重点
 - ①【5月の災害多発を受けて】低頻度定常作業、非定常作業RAでの危険源の抽出促進--役員職場訪問懇談会でもフォロー
 - ②【他社災害事例を受けて】 爆発・火災重大災害防止----------安全講演会、総点検

3. 行事計画

7 	実施のねらい		実施項目	実施部署	スケジュール
			・安全標語の募集 ・優秀作品の表彰	安全衛生環境推進部	募集:6月13日まで *優秀作品は 7月1日工場長より表彰
	安全意識の啓発	2	ポスター掲示、垂れ幕	安全衛生環境推進部 安全衛生推進者	6月23日~7月31日
①危険源抽出		3	安全立哨、ビラ配布	安全衛生環境推進部 安全衛生推進者	7月1日(火) AM7:20~7:50
の促進	作業洗い出し/危険源抽出 しくみの定着	4	安全朝礼 (無災害職場の表彰 含む)	各工場	7月1日(火) AM7:45~8:15 *無災害は工場長より表彰
	各職場の安全活動に 対しての 激励	5	第3回 役員職場訪問懇談会	安全衛生環境推進部	7月29日(火)と 7月30日(水)
②爆発 火災防止	爆発メカニズムの理解	6	安全講演会 講師: 厚生労働省 労働災害研究所	安全衛生環境推進部	7月24日(木) 本社工場(組合2Fホール)14:00~15:30 7月25日(金) 吉良工場(KCホール): 9:00~10:30 東浦工場:13:15~14:45
	総点検	7	危険物管理状況の点検 (諸要因に対する管理状況)	安全衛生環境推進部 各工場 (危険物取扱職場)	別紙参照

何故 今 爆発危険物質のRAを実施するか

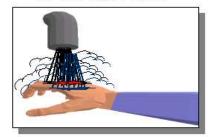
<1>動力運転による危険源



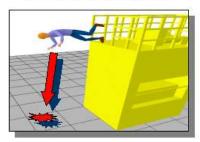
<2> 電気による危険源



<3> 熱による危険源



<4> 墜落による危険源



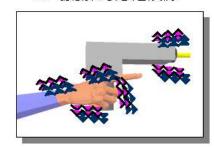
<5> 落下・転倒による危険源



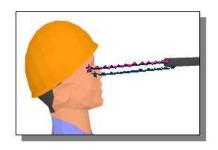
<6>騒音による危険源



<7> 振動による危険源



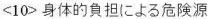
<8> 放射線による危険源



🥠> 物質による危険源

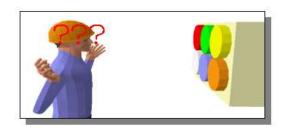


全網羅したい 当社RA活動では 物質危険源が 抽出されて いない





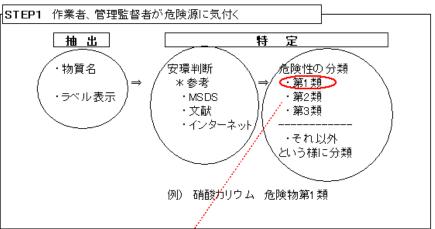
<11> 表示なし、 色を勝手につかうことによる危険



1. 要約(今回 RA評価を行うのは 爆発火災の範囲)

安全衛生環境推進部 '08.7.22作成 管理状况 管 理 対策 当社保有 危険源 災害の 事象と原因 全危険源 の種類 タイプ の分類 危険源 順位 事前評価 管理状況の 工程 管理の内容 点検等 (別表B) (別表A) (別表C) ・メタノール、酢酸エチル、 運搬方法(転倒・落下、容器の材質・破損・遮光) 酸化性固体 燃焼による爆発 イソブロバノール、アセトン 移し替え作業時の環境(換気、遮光、温度、 移し替え // 液体 なし 火災 イソブチルアルコール 湿度、火気) 運搬 自然発火性物質 メチルエチルケトン 移し替え作業時の条件(流速、温度、接地導線) 禁水性物質 トルエン、キシレン 物 爆 引火性液体 危険物 | 貯蔵庫(建屋の材質、保有空地、 ・レジン、ガソリン、軽油 自己反応性物質 ↓ 白灯油, 重油 品名・数量の表示、接地導線) 粉じん爆発 質 発 貯蔵 ¦消防による 貯蔵庫内の置き方(量、収納容器からの漏れ、 作動油、切削油 消防法1~6類 切削油、塗型剤 コボレ、混触、転倒) 今後 ¦立入り点検 火 管 貯蔵庫内の環境(温度、湿度、換気、遮光、火気) LPG、液化酸素、フロン 予定 上記以外 騒 ・アルミ粉(ショット機) 災 置き場(量、保管容器からの漏れ、コボレ、 小分け 音 可燃性ガス 混触、転倒、接地導線) 保管 置場の環境(温度、湿度、換気、遮光、火気) 気付いていない? 膨張による爆発 R 振 今の管理で大丈夫か? 水蒸気爆発 水と溶湯 水と高温物 使用時の環境(密閉・開放系、換気、接地導線、火気) なし ·LPG、液化酸素、フロン 高圧ガス爆発 使用時の条件(量、濃度、温度、圧力、流速) 高圧ガス ・液化アルゴン、液化窒素 使用 使用時の共存物質(可燃物、引火物、水分) で ボイラー ・ボイラー 使用時の漏洩(漏れ、コボレ、飛散) 放 評 マニュアル類の整備 射 作業従事者への教育 価 線 **、 鋳物砂、金属ヒューム** 粉じん 化学物質による 作業環境管理 作業環境 ・メタノール、酢酸エチル、 局所排気装置の稼動状況 健康障害 測定 IPA MEK アセトン ょ F6-0-8 有機溶剤 作業環境測定 イソブチルアルコール 全社規定 じん肺 健 る トルエン、キシレン 中畫 マンガン、ホルムアルデヒド 危 特化物 康 ISO14001 作業管理 CO、アンモニア、亜硫酸ガス 日常管理 使用 物理的因子による · 作業姿勢 険 障 保護具の着用 健康障害 · 金属加工音、設備稼働音 騒音 熱中症 ・溶湯、高温物 健康診断 健康管理 高温環境 騒音性難聴 振動工具 · 特殊健康診断 振動 · 入力作業 VDT症候群 ·二次健康診断 VDT作業

爆発火災RA実施要領書(案) (C表)



STEP2 物質の危険性と取扱量で危険の程度を評価する

	/		取 扱 量			
		多量	中程度	少量		
第	1類	+'-	1,	~— <u>—</u> -	A	
	2類	Ι'	Ⅱ'	Ⅱ'		-
第	3類	Ι'	I'	Ⅱ'		
	特殊引火物	Ι'	Ι'	Ⅱ'		
	アルコール類	Ι'	Ι'	Ⅱ'		
第4類	第1石油類	Ι'	I'	Ⅱ'	$ \alpha $	
35 77	第2石油類	Ι'	Ι'	Ⅱ'		
	第3石油類	Ⅱ'	ш'	Ш'		
	第4石油類	Ⅱ'	Ш'	Ш'		
	5類	Ι'	I,	П'		Ⅰ':死亡
第	6類	Ι'	Ⅱ'	Ш'		Ⅱ':重症
可燃	性ガス	Ι'	Ι'	Ⅱ'	\ ▼	Ⅲ':軽傷
水と	高温物	Ι'	Ι'	Ⅱ'	ß	
高田	ガス	Ι'	Ⅱ'	Ш'	γ	

例) 硝酸カリウムの中程度取扱量:60kg~300kgに対し 使用量=100kgのため、取扱量=中程度・・・I'と判定 ※**詳細はD表** STEP3 管理状況より被災の可能性を評価する

被災の可能性判定基準チェックリスト

| α.燃焼による爆発ついて(可燃性ガスを含む)

	チェック項目		X	例(ブリスタ機)	
	①温度、圧力制御装置の設置状況	0	5	5点	24~30点: I
	②漏れ、コボレ、飛散(堆積粉じんを含む)	0	5	0点	15 <u>~23点:</u> Ⅱ
	③使用場所周辺(1m以内)の火種の有無	0	5	0点	8~14点:Ⅲ
	④使用場所の通気状態	0	5	0点	
	⑤加熱、加圧について	0	5	5点	
	⑧手順書等のマニュアル類の整備状況	0	2	2点	
П	②作業者への教育	0	2	2点	
	⑧容器に物質名などの表示	0	1	0点	
Ш	※詳細は1	E表		計 14点	

ß.水蒸気爆発版

Υ.膨張による爆発版

STEP4 対策の優先順位を決める

					被災の 可能性 ✓				
				確実に	可能性が	可能性が	ほとんど		
۶				起こる	高い	ある	無い		
ı				I	II	100	IV		
	加州19	死亡	1.	Α	Α	\bigcirc	С		
	被災の程 度	重症	П'	Α	В)B	С		
	15	軽傷	Ш'	В		C	D		

リスクレベル

ランク	判定の種類	
A	到底許容できない	(即改善が必要)
В	安全衛生上の重大な問題がある	(優先的に改善必要)
С	安全衛生上の問題が多少ある	(十分な管理が必要)
D	許容可能である	(対策不要)

STEP5 結果を記録する

リスク評価表にリスクレベルを記入する

-	1-59-28	別(0表)				安全衛生環境推進 取扱量の分類(※)	00/0/10/8
95.28	小分类数	15.00	8.6	王 な 物 品 名	9 2	中程度	5/ 10
			性素的性質	塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、塩素酸アンモニア	50kgELE	10-50kg	10kg來讓
- 1			退場本設場類	通復素硬ナトリウム、通復素酸カリウム、通復素酸アンモニア	50kgt/LL	10~50kg	1 Okg本油
- 1	×		無 (性) 過酸 (1,75)	通験化リチウム、通験化ナトリウム、通験化カリウム	50 lg LL L	10~50kg	10hg作道
- 1			原促集的信用	罪傷素酸ナトリウム、頭傷素酸カリウム、亜傷素酸網、亜傷素酸酸	50kg2/_L	10-50kg	1 Chg字譜
- 1	- 70	耐化性	臭类酸镁钾	東景酸ナトリウム、東東酸カリウム、東東酸マグネシウム	50kg2J_E	10~50kg	1.04安木満
- 1	28	IM1 38		新原ナトリウム、研修カリウム、研修アンモニウム、研修部	300kg1J-E	60-300kg	60kg#GE
- 1			よう素酸塩時	よう素貌ナモリウム、よう素貌わりウム、よう素敵亜鉛	300kgbl.E	60~300kg	60%产满
- 1			通マンガン酸塩類	通マンガン酸かりウム、通マンガン酸ナトリウム	3001gII E	60~300kg	80kg未運
- 1			乗り口ム航場関	重りロム値アンモニウム、重りロム部かりウム	300kg&LE	60-300kg	606資本3期
- 1	-		その信息	ベルオキンニ結散がリウム、亜硝酸ナトリウム、メタ通よう準酸	t cookyti t	200~1000kg	2006度未通
			物以ん。	三端化りん。五銭化りん、七銭化りん。	100kgELE	20-100kg	20hg+till
- 1			従業	経費	100kgkJ E	20~100kg 20~100kg	2049年漢
- 1	摊	可燃性	P2 75	pers	1 00kgtil E 500kgtil E	100-500kg	20%度申請 100%度申請
- 1	2	固体	金属性	アルミニウム物 亜鉛物	1.00kg2J E	20~100kg	2042年海
- 1	ZB	100	マグキシウム	アドミーフ 日 50 - 30 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	1.00kgkl.h	20~100kg	200余年達
			可然性節伸舞	コークス、精物砂の塩種物にん(*)	3000kg8/LE	600-3000kg	6000年海
- 1			その他	御光アルコール、ゴムのり、ラッカーバテ	1000tgl:/	200~1000kg	200年度申请
- 1			カリウム	カリウム	1 OkgULE	2-10kg	25世年2
- 1			ナトリウム	ナトリウム	10kg2LE	2-10kg	26世末週
			アルキルアルユニウム	トリエチルアルSニウム、ジエチルアルSニウムウロライド 等	10kgU E	£~10kg	2Ng中海
- 1			アルキルリチウム	ノルマルプテルリチウム	TOKEST E	2-10kg	214年編
ŧΙ		自然高水	置せん	着りん	20kgU.±	4~20kg	4kg木瀬
	闸	物物質及	アルカリ金属	リチウム、カルシウム、バリウム	10kgELE	2-10kg	2kg#c#
1	18	び禁水性	有模定集化合物	ジェテル亜鉛	10kgU ±	2~10kg	2 kg/P.38
	777	200 200	金騰の水亜化物	水素化ナトリウム、水素化リチウム	tokgil F	2~tokg	2kg未満
ı I			金属のりん化物	VA (ヒカルシウム	10kgELLE	2-10kg	2hg/F/JIII
爆貨			カルシウム又はアルモ	長化カルシウム、悪化アル5ニウム			
1			二つみの責化物	新せられからう A、新せとルミニラ A	f0kgLl±	2∼t0kg	2 kg#killi
	-		その他	FU000555	t0kg2L±	2-10kg	25世年3年
: 1			特殊引火物	シュテルエーテル、二號化授業、アセトアルデヒド、轄化プロビレン	BOLDLE	10~500	TOLLIT
9	M 4 28		第1石油師	ガンリン、ビリジン、トルエン、メチルエチルウトン、静臓エチル、アセトン	FOOLES, E	40~200L	40LL/F
		引火性 液 体	アルコール類	メタノール、エタノール、インプロビルアルコール	400LULE	80~400€	TULIER
řΙ			第2百倍報	灯油 軽油 キシレン・ブチルアルコール、酢酸、プロピオン酸	1000LUE	200~10000	200LL/F
	7.0		第3石油館	乗道 グレオンート油 アニリン、グリセリン、エチレングリコール	ZOOOL KILE	400-2000L	400LEFF
1			第4石油頭	ギヤー油 シワンダー油	6000LUE	1200~60006	12001,277
- 1	-		動物物治療	ヤジ族・プマニ油	10000LLL	2000~10000L	2000LEFF
- 1			有機通能化物	過酸化ペンノイル、メチルエチルウトンパーオキサイド、通幹額	TOkgki b	2-10kg	254年2萬
- 1			新数エステル 競	納酸ノチル、納酸エチル、ニトログリセリン、ニトロセルロース	tOkgU E	2~10kg	外東東連
- 1			二十口化会物	ピクリン輪、トリニトロトルエン	100kgELE	20-100kg	20te f 78
- 1	36		ニトロン化合物	ジニトロンベンタゾナレンテトラミン	tookgill.E	20~100kg	206年高
- 1	. 5	自己反応 性物質	アノ北京特	アンビスインブチロエトリル	100kgELE	20~1.00kg	20kg + 36
- 1	共和	12 10 14	ジアノ化資物	ジアノニトロフェノール	100kgl/J.E	20-100kg	204g#ij#
- 1			EF957-の誘導体	検験にラジン	100kgLi-	20~100kg	25tet #
- 1			EFロキンルアミン	ヒドロキシルアミン	100kg2/_E	20-100kg	2Chg未通
- 1			その他	硫酸ヒドロキシルフミン、塩酸ヒドロキシルアミン アンセナトリウム、砂酸ヴァニジン	100kgE/_E	20~100kg 20~100kg	20kg#:#
- 1				プン15アドリンム、MMRグラニンン (情報 連絡)			206日本漢
- 1	.m.	620:12	化塩素酸酶 過酸化水素	過程化水業	300kgill.b	60kg-300kg	60kg未満
- 1	6	37 to	ENSOTE OF THE	JORG COTTAL	500kgl/L	60kg~500kg	800安木満
- 1	18		その他	9000、八江中間 三ふっ北奥楽、互ふっ北奥楽、互ふっ北より楽	300kgkl.b	60kg~300kg 60kg~300kg	604東本海
- 1			COM	アセチレン (1日に消費する量の平均値)	Okg LI E	1~0kg	1kg#illi
- 1				水高 (*)	Blgklit	1-8kg	11sp#38
- 1				アンモニア (*)	50kgUL	10~50kg	10kg中達
- 1	可知	性ガス		LPG (*)	SONGCLE GERTARIO	10-504(GRH/MD)	1069年3萬日東北
- 1				5.7/	60×111 F (90/5-1080)	10-00-70 <u>E</u> CR 8(1789)	
- 1				LNG (+)	50kgkil ± 63787590		10年時間(選択
				N.07	30-4,F(F(00)F4080	n-m-/u_x/me;men	
					(取到い溶湯量)	(取扱い海海量)	(取100.1/2014)
#		160	水と高温物	水上溶溝	河中省北 河	F-0>c	4643
佐				液化アルゴン (保管量)	3000gU_±	60kg~300kg	600世末週
4				遊化問題ガス (4)	3007gKLE	60kg - 300kg	gChg+酒
2				液化酸素 (*)	300kg1J E	60kg-300kg	6Chg来演
8	36.6	ENA		征化電表 (*)	Hilgsoon H	60kg~300kg	60kg#JB
*				アセテレン (*)	40kgELE	8-40kg	Big#38
				液化石油ガス (*)	2000kg/LLE	60kg~300kg	606安井浦
_				Was will be a supplemental and a		TOTAL PARTY SECTION AND ADMINISTRATION OF THE PARTY SECTION AND ADMINISTRATION OF THE PARTY SECTION AND ADMINISTRATION ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATION AND ADMINISTRATI	The second of th

[・] 取扱量の分割を選 ・ 両助活動高物質・大量・指定数量以上、中程度・指定数量の1/8~1、少量・指定数量の1/8升達 ・ 特納数は消防治と非非過光が、絶性では、単種形にんの再発機による粉に人場角の以書が発生しているため、 博物部の・唯種粉にんは可燃性固体と同様に扱う。

被災の可能性判定基準チェックリスト 安全衛生環境推進部 '08.7.22作成 α.燃焼による爆発ついて(可燃性ガスを含む) チェック項目 制御装置あり・制御装置なし若しくは故障) ① 温度、圧力制御装置の設置状況 ② 設備からの漏れ、コボレ、飛散(堆積粉じんを含む) なし・あり (0・5点) 辛うじて |(0・5点) ③ 使用場所周辺(1m以内)の火種の有無 なし・あり ④ 使用場所の通気状態 通気が良い・タンク内等で通気が悪い。 落ちないように支え 使用時のみ・使用、仕込み時の両方 ⑤ 加熱、加圧について ® 手順書等のマニュアル類の整備状況 あり・ なし) | (0・2点) る"糸" 従事前に実施: 未実施) (0・2点) ⑦ 作業者への教育 ⑧ 容器に物質名などの表示 表示あり、表示なし) (0・1点) 8. 膨張による爆発について(水蒸気爆発) それが チェック項目 点数 ① 材料の水濡れの可能性 なし・あり |(0・7点) 4管理・ルール ② 水濡れ材料投入の可能性 乾燥を確認後投入・そのまま投入 |(0・7点) 使用なし・使用あり (O・6点) ③ 溶湯等の高温物付近での水の使用状況 良好・悪い (0・6点) ④ ビットや床の排水性 あり・ なし (0・2点) ⑤ 手順書等のマニュアル類の整備状況 従事前に実施・未実施) (0・2点) ⑥ 作業者への教育 γ .膨張による爆発について(ボンベの取扱い) チェック項目 点数 1火種 ① ボンベ等容器の交換頻度 1年以内・1年以上 (0.5点) 固定している ・ 固定していない) | (0・5点) ② ボンベの転倒防止対策 ③ 保管場所周辺(2m以内)に火気等の有無 なし・あり |(0・5点) 常時40℃未満・40℃以上になる |(0・5点) 2燃える ④ 保管場所の気温 直射日光はあたらない・直射日光があたる) (0.5点 ⑤ ボンベの日光による加熱防止 あり・ なし (0・2点 もの ® 手順書等のマニュアル類の整備状況 |(0・2点 ⑦ 作業者への教育 従事前に実施・未実施 3密閉性) | (0・1点 ⑧ 充てんボンベ、空ボンベの表示 表示あり、表示なし 燃焼による爆発ついて(可燃性ガスを含む) チェック項目 点数 |(o·⑤点) 制御装置あり・制御装置なし若しくは故障) ① 温度、圧力制御装置の設置状況 ② 設備からの漏れ、コボレ、飛散(堆積粉じんを含む) なし・あり |(⑥・5点)| 可能性の評価 ③ 使用場所周辺(1m以内)の火種の有無 なし・あり (⑥・5点)

④ 使用場所の通気状態

⑤ 加熱、加圧について

® 手順書等のマニュアル類の整備状況

② 作業者への教育

⑧ 容器に物質名などの表示

強制換気、自然換気・タンク内等の密閉系作業 l(o.6)≜) 使用時のみ・使用、仕込み時の両方 |(⑥・5点)| あり・ なし) (0・②点)

) |(0・②焦) 従事前に実施・未実施

表示あり、表示なし) | (⑥・1点)

計 14点

燃焼/膨張のタイプ別に 上記4項目の評価実施

爆発火災に関わるRAの進め方

	~8月8日 (各職場、係単位)	~8月29日 (協業)	~9月15日	以降
危険と特定済みの物質に対して *役員職場訪問事前 アンケートで抽出頂き、 安環部にて特定したもの (別紙Bにて Oを つけたもの)	ステップ1 ステップ2 物質の 洗い出し 程度の 評価 非価 * 抽出した 物質と 使用量で 評価する できていない の利所	各職場・工務部・安環部での現地確認会 古良工場 8/19 (火) 本社工場 8/25週 工機工場 11機工場 11機工場		9月全社委員会*変化点があった。 以降RAで日
"気付いていない" 物質の 更なる洗い出し		ステップ1	各職場・工務部・安環部 での現地確認会 古良工場	会で報告

技術部会は 先行して 別日程で実施中 *8月 全社委員会で報告予定

治験物が		
2012 PER 1971 CA	3 445 AB 3	100

分類引	少類		性質	A 6			
	第 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	酸化性 固 体	の一般に固体の無機化合物 の一般にそれ自体は不能性物質 の酸素を含有する強酸化剤、反応性に富む。 の砂熱等により分解し、酸素を放出して 他の可燃物を燃焼させる。 の有機物や優先性性質と変合したものは、 加熱等により発火、爆発する。	塩素酸塩類 透塩素酸塩料 素機過酸化物 亜塩素酸塩類 などや飲金で定めるもの 硫化力人 赤り人 減費 鉄和 アルミ等の可燃性物にん などや飲金で定めるもの メ資物砂の埋積物にん			
	第 2 類	可燃性 国 体	①比較的低温で着火する可燃性物質で、 自然見火する物もある。 ②燃焼速度が速く、速元力の強い固体 の酸化剤と混合したものは、加熱等により 免化、爆発する。 ②それ自体有害なものや、燃焼時有毒ガス を発生するものが多い。				
燃焼に	第3類	自然発火 性物質及 び禁水性 物 質	①すべて固体の重接物 ②すべて水と作用して発熱する。 (水金素が10つ)、金属+10つ人が何に	カリウム ナトリウム 美リん アルカリ金属 などや政令で定めるもの			
よる爆発・火災を起っ	原 引火性 4 液体		田舎の「一般に流体の有機化合物の一般に流体の有機化合物の一般に引火性が強く、時間性素気を発生。 田舎の一般に素質は空気より重い。 田舎の一般に電気の不良導体で、静電気を発生しわずい。 日舎の一般に電気の不良導体で、静電気を発生しわずい。 日舎の見火点が超いものほど危険性が大きい。 日舎の機能範囲が近いものほど危険性が大きい。 田舎の機能を開か近いものほど危険性が大きい。	特殊引火物 第1石油類 第2石油類 第3石油類 第4石油類 アルコール類			
こす物質	第 5 類	自己反応 性物質	①固体又は原体の有機の硝化物であり、 熱分解により自然発火するものもある。 ②すべて可燃性体質であり、かつ酸素含有 物質であるため自己修練を起こしやすく。 燃促進度が透い。 ②一般にか熱等により発火、爆発する。	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ジアブ化合物 などや数名で定めるもの			
	第6類	翻化性 液 体	少一版にかからい。とうなく、後見をも、 の 示体を只は国体で、すべて自らは不妨性。 の 確酷に削であり、可能性と混合すると 発火することがある。 の 価酷時であり、腐食性が強い。 の 一般に水との 共働しより 発勢する。 の 大気中で発煙、 燃焼時有塞ガスを 発生するものがあい。	通塩素酸 過酸化水素 硝酸 などや政令で定めるもの			
	可燃性 ガス		①一部の側外を除いて、単独では燃焼構発 の危険はなく、空気等と混合され、火を 着けると燃焼構発を起こす。 ②アセデレンジボラン、酸化エデレン等は 家温で自己分解構発性を耐火、衝撃を 与えると関向する。	水差 アセチレン プロバン LNG など可燃性の気体			
差殊に	*		の免験な原則により圧力上昇を起こす。 ②金属容易と水の接触により爆発を起こし、 金属が高温のまま飛び軟ることがある。	水と溶温など水と高温物の接触			
による爆発を	高圧がス等		○裏圧ガスには液化ガスと圧縮ガス。 溶解ガスがある。 ②ボイラー等の圧縮容器	液化酸素 液化窒素 比PG アセチレン など ポイラー等圧廉容器			

 ・鋳物砂は/用防治に非該当だが、他社では単種粉じんの再発療による松じん爆発の 災害が発生しているため、鋳物砂の単種粉じんは可燃性固体と同様に扱う。

爆発火災の危険源に関するアンケート結果

難場が危険と思っている内容		安壌による判定		職場が危険と思っている内容			里	環による判定	
R:	集名	108/7 抽出内容	暖の船	÷ 18	斯	46	*08/7 抽出內容	様の語	
	鋳遊1係	74	0	高温物		鋳造21係 鋳造31係	2.4	0	高温物
		オイルの漏れ		危険物第4類			LPG	0	可燃性ガス
	铸造が係	パーナー点火	0	可燃性ガス			アセチレン切断機	0	町燃性ガス
	排通22係		0	高温物	1		ガス溶断機	0	可燃性ガス
	祷选31 係	港 湯		高温物 可燃性粉UA	吉良工場	續進33係	アセチレン切断機	0	可燃性ガス
	150510,011	1-22				舞造41 係		0	高温物
	持進32係	海港	0	高温物		加工生统	美庭提	2	更に抽出要
	赛速34係	バーナー用LNG		可燃性ガス 危険物第4類			フライホイルの焼バメ	2	更に抽出票
		有模范别				加工21 係	電気配料	-	火種
		中子乾燥機	3	更に抽出要		機械保全	溶接や酸素取扱い作業	0	可能技术以,支持技术
	铸造43係	バリンダー内の粉じん	0	可燃性粉にん	1	動力货	液化窒素	0	高圧だス
	铸造51佰	溶解炉		高温物		通過物型以	ボイラー整備	0	ボイラー
本社工場		ショット機	0	可燃性粉じん			危険物施設	0	危険物
	铸速52係		0	高温物			LPG	0	可燃性ガス
		金型-中子余熱配管	0	可燃性ガス		12係	放電加工機	-	火種
	0.55 - 0.	・ヒシャク等の乾燥不足による	0	高温物 更に抽出要	1		加工液	7	更に抽出要
		キライ小爆発				13係	深湯	0	高温物
		· 集艦發火災	2			対係	ショット機	0	可燃性粉じん
		有機混動の保管庫	0	危険物第4類		22係	28.8	0	高温物
	型保全1係	ガス連接	0	可燃性ガス	東浦工場		Sast 機	0	可燃性粉じん
	務補保全	アセチレン		可燃性ガス 可燃性ガス 更に抽出要 更に抽出要		31係	溶湯		高温物
		プロパンガス	-2				ショット 模		可燃性物じん
		送获 機				技造2任	PM/CのX緯装置	-	大種
		溶接機	.2			改善促	アセチレン	0	4.000.000
		電気配線	-	火镀			浮級機	3	更に抽出要
	工務係	砂臭台車		実際性が 大楽圧のス		物流等	エレカ・リフトのバッテリー置場	0	1.00
		アーク浮権	-	火種		金型1条	放電加工機	-	火種
		プラズマ手自動座野	3	更に抽出要	試作·工模		メタルワークロ	0	A COMPANY OF THE PARKS
		ラマンの総通タンク	3	危険物第4類?		全型2年	アルミ溶解炉		高温物
	加工物度消	リフトのオートガス		可燃性ガス			ダイカストマシン	3	GOGGERHANIAN
		エレカのバッテリー	0	可燃性ガス		製品加工供	フルミ加エライン	4	更に抽出要
		ユニトラのガンリン		危險物第4類	1		アルミ切粉		可燃性物じん
		LPG#2/		可燃動が入れ至5万ス		制作加工任		7	更に抽出要
	加工22係			可開始扩大為在500			研修スラッジ		更に抽出要
	型性活		0	可愛性ガス	1	動力拆	液化酸素タンク		大統領の大森田の
	塑性3条	溶接機	-	火種	1		LPG	0	
	-	集塵機	3	更に抽出要	Carleage		打油	0	Barbert Company of the Park
	塑性4係	某些技	13	更に抽出票	生技部		溶断用ガス	0	可燃性ガス
	型性物流体	・エレカ・リフトのバッテリー	0	可規性ガス			溶接機	1	更に拍出要
	1	元電で発生する水素ガス				工程整備	ガス溶機用ボンベ		可物性が入高圧が
			○ 適 2 更に抽出要 - 答				フルゴン潜機ポンペ		高圧ガス
					品配制	機能評価	September 200		危険物第4類
					100000	間発実験係			高温物
			-	8	技関部	1	取縄加熱	2	更に抽出要
							シェル成型	1.7	更に抽土要

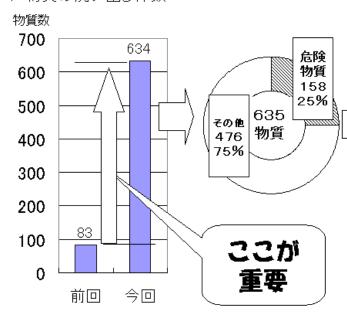
アンケートにより、計15種類の要管理危険源を洗い出し

本社工場 :22所 吉良工場 :10係 東連工場 :8所 試作・工機工場 :4所 生抗部 :2係 機関部 :1係

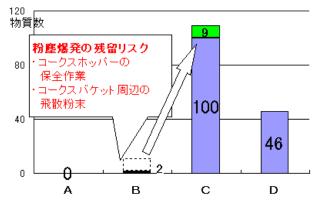
計 48係で危険源を保有

2-2-4) 爆発物質RA 現地確認会実施結果

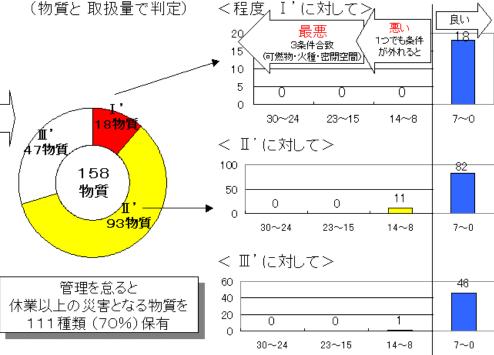
1 物質の洗い出し件数



4 まとめ(A,B,C,D総合評価)



2 危険の程度評価 3 その管理状態は・・・危険の可能性評価



・危険か 危険でないかに関わらず 全社で634物質を抽出し 危険の程度を 取り扱い量から、又 可能性を 管理状況から見て 11物質を Bランクと判定し、管理不備を改善したが

現時点で Bランク 2物質が残留する状況である。

・I'と I'の物質については、 3条件(可燃物, 酸素、火種)が揃わない管理を徹底 その管理については **定期的な点検のルール化**で確認する。

最悪休業以上の災害の原因となる物質一覧 (工場別)

	程度 I'(最悪 重大災害)	管理 レベル	リスク	評価 改善後	備考	程度 II'(最悪 休業災害)	管理レベル		評価 改善後	備考
	・溶湯 (アルミ)	Ш	В	С	改善事例①		Ш	В	В	残留リスク①
	- 溶湯 (鉄)	IV	С			・アルミ粉 (ショット集じん機)	IV	С		
本社	・LNG (可燃性ガスとして)	IV	С			・ラッカースプレー	IV	С		
	•LPG (//)	IV	С			・リフトバッテリー充電時の水素	IV	С		
	・アセチレン(〃)	IV	С			•マグネシウム	IV	С		
	・ガソリン	IV	С			・イソブロバノール	IV	С		
	•溶湯	IV	С			・コークス(ホッパー修繕作業)	I	В	В	残留リスク②
	・LNG (可燃性ガスとして)	IV	С			・スプレー	IV	С		
	・アセチレン(〃)	IV	С			•PR剤	IV	С		
吉良	•LPG (//)	IV	С			▶ 潤滑スプレー ミドルコート	IV	С		
	*LPG (タンク)	IV	С			→脱脂洗浄剤 SuperClean ST		С		
	▶液化窒素 (タンク)	IV	С			→・脱脂洗浄剤 SuperClean MT	IV	С		
	•液化酸素 (タンク)	IV	С			•溶湯	IV	С		
						・鉄粉 (集じん機)	IV	С		
						・メタノール	IV	С		
						・ラッカーシンナー	IV	С		
						•灯油	IV	С		
	•溶湯	IV	С			<u>・アルミ粉 (Fe)</u>	Ш	В	С	改善事例②
東浦						・アルミ粉 (Zn)	IV	С		
						•イソブロバノール	IV	С		
						•溶湯 (ルツボ内)	IV	С		
						・エレカバッテリー充電時の水素	IV	С		
	•溶湯	IV	С			・リフトバッテリー充電時の水素	IV	С		
試作・	•LPG	IV	С			・シンナー	IV	С		
工機						・アセチレンガス	IV	С		
						• 突歩ガス	W			Ĺ

品缸

定期点検化のお願い

- ●程度 I' 最悪 重大災害については 工場長点検(代理可)
- ●程度 II' 最悪 休業災害については 担当課長点検

事例① 面の 0充実

コークスバケット周辺の飛散粉

被災の程度 取扱量:800kg/回 Ⅱ'

+

燃焼による爆発 の可能性 10点: II 総合評価 リスクレベル 現状 B

可燃物の漏れ、飛散有り:5点

通気の悪い環境:5点

※塊状コークスが擦れ合い浮遊性の粉じんが発生。⇒粉じん爆発のリスク現状6m

昇降スイッチ

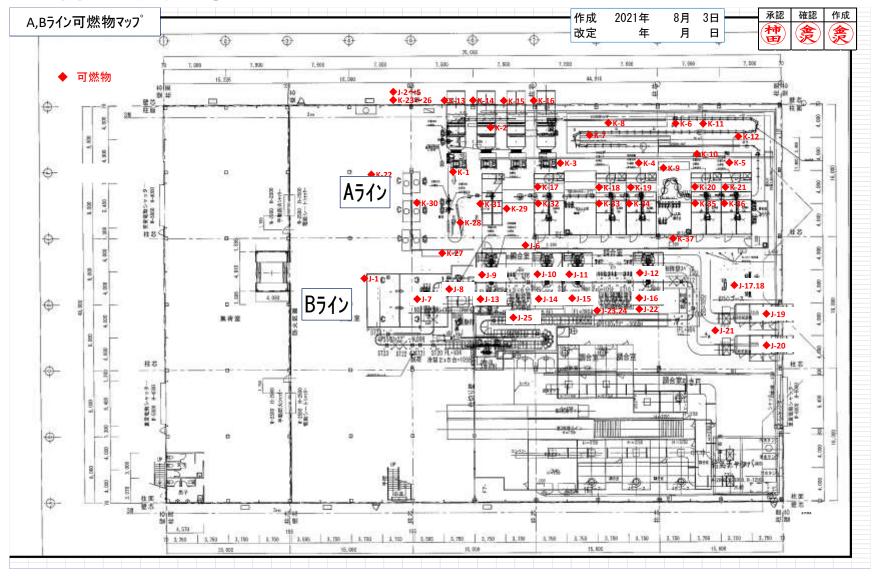
(目で見えるレベルの) 火種の管理

- (人的行為の)火気厳禁
- 電源類を発塵箇所から 5m以上離す

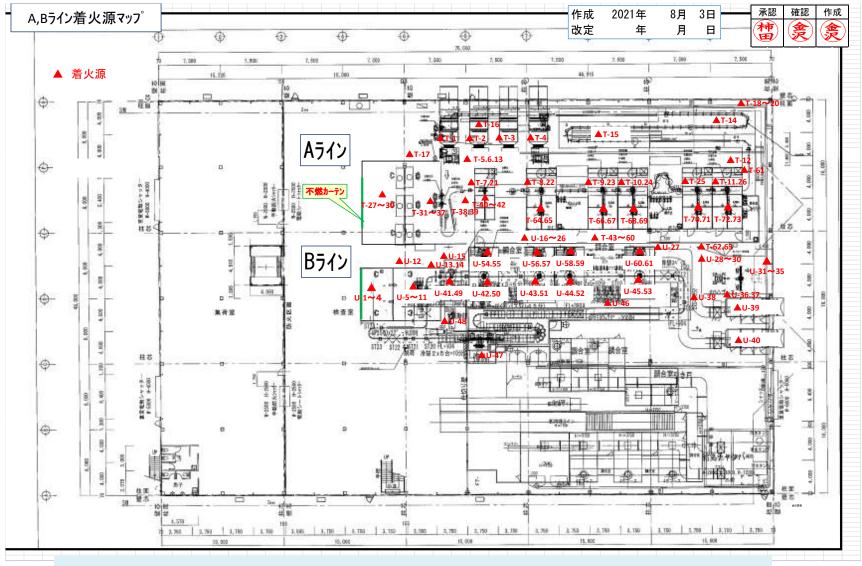
可燃物の管理

- ・集じん機の稼動確認
- ・堆積粉じんの除去 ※10kg以上堆積させない (爆発下限界濃度と 気積からの理論値)

6. 活動事例②の追加(爆発・火災防止措置の実施)



6. 活動事例②の追加(爆発・火災防止措置の実施)

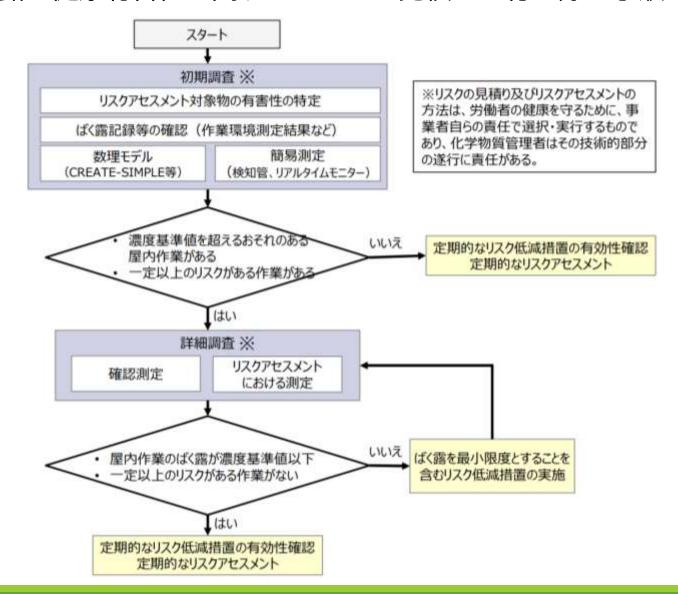


「可燃物」と「着火源」が重なる点を調査

6. 活動事例③

化学物質管理の流れ

吸入ばく露の健康有害性に関するリスクの見積りを行う際の手順



危険源(リスクアセスメント対象物)の特定

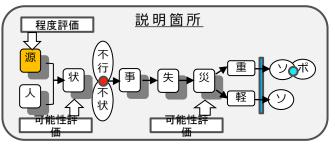
事業者は まずは運ばれてきた 化学物質に添付されている ラベルを見る!

ラベルを見て 絵表示があったら SDSで詳細を確認! その化学物質の 適切な取り扱い方法や ルールを決めるために リスクアセスメントを行う



「物質一覧表」で危険源把握

	S	D S(安全データシート)一覧	 警 表		承認	審査	起案
		作成 2003年6月					
		改訂9回 2023年4月	71日		部長	TL	係長
No.	分類	薬品名	使用設備	目的	保管方法	GHS5/	ベル表示
1	薬品	希硫酸 78% 比重 1.7	排水	PH調整	3k ℓ タンク	◆ <	*
2	薬品	水酸化ナトリウム 25% 比重 1.27	排水	PH調整	3k ℓ タンク	&	\Leftrightarrow
3	薬品	硫酸溶液 (調整済み試薬セット)	排水	TNPC装置	250ml容器	◆ <	•
4	薬品	水酸化ナトリウム溶液 (調整済み試薬セット)	排水	TNPC装置	150ml容器	&	\Leftrightarrow
5	薬品	洗浄剤	排水	TNPC装置	100ml容器	♦	♦♦
6	薬品	クリアライトエース L	コンプレッサー	洗浄剤	20 k g 容器	$\Diamond \Diamond$	��
7	薬品	強力アルミクリーナー	コンプレッサー	洗浄剤	10 k g 容器	◆	&
8	油脂	1051ラッカーシンナー	全体	油脂塗料	18ℓ缶	₩	>
9	油脂	塗料用シンナー	全体	油脂塗料	18ℓ缶	⋄	♦
10	薬品	テクリーン N-20	コンプレッサー	洗浄剤	ドラム缶	4	>
11	薬品	ポリ塩化アルミニウム PAC-250A	排水	凝集剤	10k ℓ タンク		>
12	薬品	タキフロック A-133	排水	凝集剤	10 K 袋		>
13	薬品	次亜塩素酸ソーダ 12%以上	排水・上水道・ポイラー	滅菌	20 k g缶	<	<u> </u>
14	薬品	硫酸アルミニウム (硫酸バンド)	上水道	凝集剤	25 K 袋	(1)	<u> </u>
15	樹脂	Three Bond 1101 赤褐色	コンプレッサー	ボンド	1Kg缶	(1)	&
16	ガス	ビストールDX	全体	錆止め剤	420ml スプレー缶	(&
17	ガス	液化酸素	高圧ガス	助燃用	タンク	•	\Diamond
18	ガス	液化窒素	高圧ガス	脱硫用	タンク	<	>
19	油脂	フェアコール A68	レシプロ コンプレッサー	潤滑油	ドラム缶	区分に認	≶当しない
20	油脂	フェアコール RA32	スクリュー コンプレッサー	潤滑油	ドラム缶	区分に認	≶当しない
21	油脂	フェアコール RO46	ターボ コンプレッサー	潤滑油	ドラム缶	区分に認	≶当しない
22	油脂	FBKオイル RO68	排水	潤滑油	ドラム缶	区分に認	≶当しない
23	油脂	FBKオイル RO320	排水	潤滑油	ドラム缶	区分に認	≶当しない
24	油脂	FBKオイル RO460	スクリュー コンプレッサー	潤滑油	ドラム缶	区分に認	≶当しない
25	油脂	ディーゼルCF/DH-1 10W-30	排水 変電所	エンシ゛ンオイル	20kg 容器	区分に認	き当しない



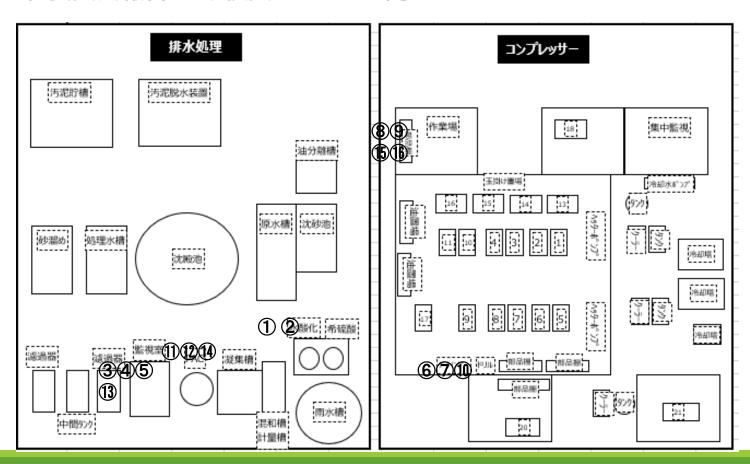
_				,		
No.	分類	薬 品 名	使用設備	目的	保管方法	GHSラベル表示
26	油脂	アルバニアグリース No2	全体	グリス	20 k g 容器	(
27	油脂	マルチノックウレア	全体	グリス	20 k g 容器	♦
28	油脂	シナジーディーゼル(軽油)	排水 変電所	燃料	ドラム缶	$\Diamond \Diamond \Diamond$
29	油脂	1PC C-45 グリーン	全体	油脂塗料	18 ℓ 缶	(I)
30	油脂	1PC 速乾型 オレンジ	全体	油脂塗料	18 ℓ 缶	(
31	油脂	1PC 速乾型 イエロー	全体	油脂塗料	18 ℓ 缶	③
32	油脂	1PC 希釈剤	全体	油脂塗料	18ℓ缶	(
33	油脂	ギヤグランドDX GL5 80W-90	排水	潤滑油	20 ℓ 缶	()
34	ガス	酸素 (溶断用)	コンプレッサー・排水	溶断用	7㎡ボンベ	
35	ガス	アセチレン(溶断用)	コンプレッサー・排水	溶断用	7Kg ボンベ	♦ ♦ ♦
36	ガス	窒素ガス (緊急遮断弁用)	高圧ガス	遮断弁用	7㎡ ボンベ	\Diamond
37	樹脂	Three Bond 1215 灰色	コンプレッサー	ボンド	250g チューブ	4
38	薬品	塩酸水溶液 (調整済み試薬セット)	排水	TNPC装置	100ml容器	♦ ♦
39	薬品	L(+)アスコルビン酸溶液 (調整済み試薬セット)	排水	TNPC装置	100ml容器	区分に該当しない
40	薬品	パックテスト試薬 硝酸	排水	バックテスト用	1.5mℓ チューブ	()
41	薬品	パックテスト試薬 亜硝酸	排水	バックテスト用	1.5mℓ チューブ	◆
42	薬品	パックテスト試薬 アンモニウム	排水	バックテスト用	1.5mℓ チューブ	♦ ♦
43	薬品	パックテスト試薬 りん酸 (低濃度)	排水	バックテスト用	1.5m ℓ チューブ	区分に該当しない
44	薬品	パックテスト試薬 COD(低濃度)	排水	バックテスト用	1.5m ℓ チューブ	
45	薬品	パックテスト試薬 COD (高濃度)	排水	バックテスト用	1.5m ℓ チューブ	
46	薬品	パックテスト試薬 残留塩素(遊離)	排水	バックテスト用	1.5m ℓ チューブ	区分に該当しない

抜けなく全体網羅するために職場にある物を 一覧表に纏めておく

程度評価 説明箇所 不行事 大災 軽 マポート では評価 可能性評価

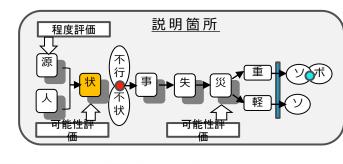
「マップ」による見える化 その1 全体網羅をテーマに調査した記録

その2 大きな健康障害対応 ピンクとオレンジのみ残す ◇全社委員会報告 ◇役員パトロール向け



「作業」と「危険源」の関わり方を把握

【動力係:コンプレッサー洗浄作業】 作業の流れ





クリアライトエースL (原液)



コンプレッサーの 水洗浄



洗浄部分写真



計量作業



投入作業 (水約200L、原液10L)



洗浄中写真

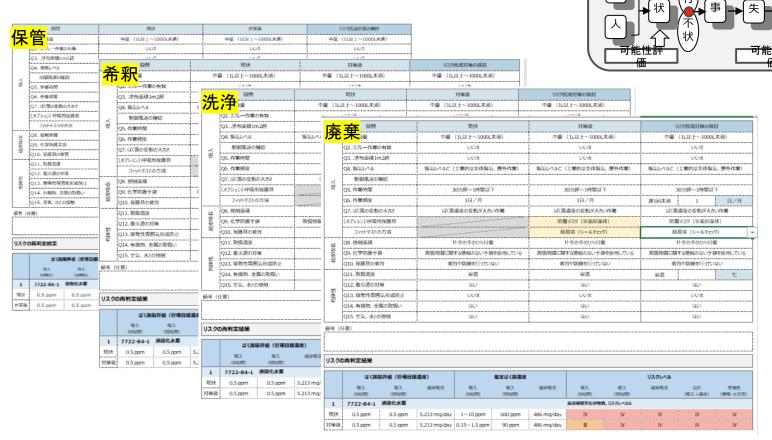


廃液タンクへ移替え作業

- 洗浄作業の流れ
- ①クリアライトエースを準簿
- (2)コンプレッサーを事前に水洗浄
- ③クリアライトエースL(原液)をオイルジョッキに10L計量(ガス発生)
- ④水約200Lのタンクに原液を投入(ガス発生)
- ⑤洗浄作業(ポンプにて自動循環)約1時間程度
- ⑥廃液タンクへ移し替え作業(屋内での作業)

「リスクアセスメント」

整理した作業ごとにクリエイトシンプルでリスクを評価

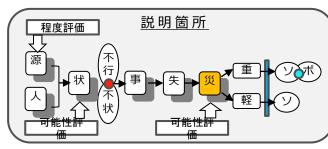


RAの記録もクリエイトシンプルを使えば可能

程度評価

説明箇所

「リスト」 リストにまず使用条件を整理

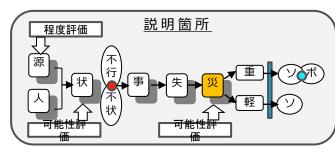


		規制									簡易調査						
危険源	法	許容	有害性	作業	Q3	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q6	Q13	Q14	Q15	Q16	ばく露
地 灰//赤		濃度		TF 未	含有率	換気状況	作業時間	作業頻度	呼吸保護 具	皮膚接触 面積	防護手袋	換気	温度	着火源 除去	隣接で有 機物・金 属取扱い	空気・水 との接触	推定値
洗浄剤				保管	35%	密閉容器	_	_	無	極小	-	工業全体	室温以下	要	禁止	有	0.05
	劇物	1ppm	HL 4	希釈	35%	工業全体	~30分	1回/月	半面防毒	小	耐透過	工業全体	室温以下	要	禁止	有	7.5
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		(ACGIH)	皮	使用	2%	工業全体	~2時間	1回/月	半面防毒	小	耐透過	工業全体	室温以下	要	禁止	有	1.5
(2) (L)				廃棄	2%	屋外	~30分	1回/月	半面防毒	小	耐透過	工業全体	室温以下	要	禁止	有	1.5
				保管													
			0	希釈													
			0	使用													
			2000	廃棄													

「リスト」で全体の使用状況を把握

「リスクアセスメント」

許容できないリスクについては簡易測定で追加調査



No	作業名	検知管反応	読み取り数値
1	原液投入作業	有り	0.7ppm
2	洗浄中(15分経過)	無し	-
(3)	洗浄中(30分経過)	無し	
4	洗浄中(1時間経過)	無し	-
(5)	廃液移替え作業(屋内)	有り	0.6ppm
6	原液開栓後上部	有り	0.8ppm



検知管 (過酸化水素)



赤色数値部分まで変色 ①原液投入作業



赤色数値部分まで変色 ⑤廃液移替え作業



赤色数値部分まで変色 ⑥原液開栓後上部

測定時写真



投入中の測定 (液面から約800mm上部)



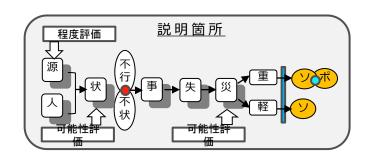
洗浄中測定 (液面から約500mm上部)



原液開栓後上部測定 (蓋から約50mm上部)



廃液移替え中測定 (蓋から約50mm上部) ※屋内で作業



測定の結果:コメント

- ・ガス検知管の結果、暴露許容濃度 1ppm以下であったが反応は検出有 (原液タンク、投入直後、廃液タンク移替え作業)
- 保護具については、現状の(フェイスシールド、保護メガネ、ビニール手袋、長袖は必須)
- ・作業については、屋外での作業が望ましい(風上での作業を推奨、屋内での作業が必要な場合は換気や換気扇等で空気の停滞を無くす、風上での作業を推奨)
- ・火災については、支燃性の酸素ガスを放出するので、重金属・アルカリ、酸化されやすいものとの 混入は避ける(水タンク・廃液タンクの事前確認が必要です。)
- ・保管についても劇物なので保管箱での鍵管理による保管が望ましいと思われます。(現状では、倉庫内での一括管理なので、個別管理の方がよいと思います。)
- その他、取り扱いについてはSDSを参照で注意事項の周知徹底をお願いします。

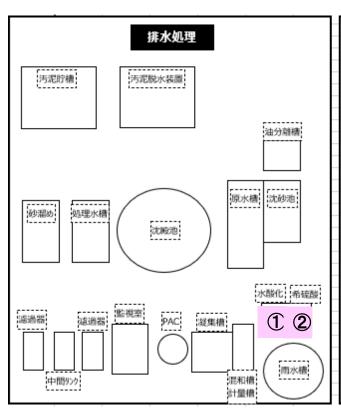
向き合い方 そして対応手段をリストに追加

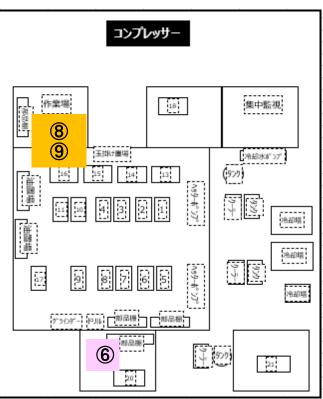
		規制	-					-	-		簡易調査		·		-									管理						
	法	許容	有害性		Q3	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q6	Q13	Q14	Q15	Q16	ばく葉	ばく露 量測定	換気	保護具	保護具	健康	作業	火種	換気	保護具	保護具	健康	作業	火種
危険源		濃度		作業	含有率	換気状況	作業時間	作業頻度	呼吸保護具	皮膚接触 面積	防護手袋	換気	温度	着火源 除去		空気・水との接触	推定值	環境	点検ルール	呼吸	皮膚	診断	記録	除去	点検 ルール Oor×	呼吸 点検 ルール Oor×	皮膚 点検 ルール Oor×	診断 判断 ルール Oor×	記録 判断 ルール Oor×	除去 点検 ルー/ Oor:
洗海	•			保管	35%	密閉容器	-	-	無	極小	_	工業全体	室温以下	要	禁止	有	0.05	-	密閉容器	無	無	大量 漏えい時	大量漏えい時	要	×	0	0	0	0	×
洗浄 剤	劇物	1ppm	HL 4	希釈	35%	工業全体	~30分	1回/月	半面防毒	小	耐透過	工業全体	室温以下	要	禁止	有	7.5 ⇒ 0.8	検知管	工業全体	半面防毒	耐透過	大量 漏えい時	大量 漏えい時	要	0	0	0	0	0	0
		(ACGIH)	皮	使用	2%	工業全体	~2時間	1回/月	半面防毒	小	耐透過	工業全体	室温以下	要	禁止	有	1.5 ⇒ 0	検知管	工業全体	無	耐透過	大量漏えい時	大量漏えい時	要	0	0	0	0	0	0
				廃棄	2%	屋外	~30分	1回/月	半面防毒	小	耐透過	工業全体	室温以下	要	禁止	有	1.5 ⇒ 0.6	検知管	工業全体	半面防毒	耐透過	を 大量	大量 湿えい時	要	0	0	×	0	0	0
				保管														$\overline{}$												
				希釈													Z	L												ــــــ
				使用			<u>. </u>		L				管理								<u> </u>		<u>. </u>							ــــــ
		142 /											日垤	<u>: </u>		_		1											\perp	\bot
		ぱく量測		換気	ī	保護具	具 仮	護具	健	康	作訓	集	火種		換気	保	護具	保護	4月	健康	ŧ	作業	؛	火種					1	
		環:		点核 ルー		呼吸		皮膚	診	断	記録	录	除去		点検	片	呼吸 気検 一ル	皮点が	検	診断判断ルー	i	記録 判断 ルール	J	除去 点検 ・一ル						
															レール Oor×		ール or X	00	• •	Oor		ンール Oor×		ール or ×	Ι,	<i>\</i> #+±	- <i>5</i> /	···		
		_	- 1	密閉容	器	無		無		量 い時	大量漏えい		要		×		0			0		0		×] ;	維持 ル・	F官! 一儿		'	
		検知]管]	工業全	全体 🗎	半面防	毒而	讨透過	漏え	量い時	大量 漏えし	い時	要		0		0			0		0		0]		ナわ			
		検知]管]	工業全	体	無	而	讨透過	漏え	で量 _い時	大量漏えい	、時	要		0		0			0		0		0		災害				
		検知]管]	工業全	*体	半面防	毒而	付透過		<量 _い時	大量 漏えし		要		0		0	>	<	0		0		0		可能	性	ま大		
								ſſ	乍業	ا کا	:『抗		间	※化	;学物	勿質.	』の	関	りを	調	べて									
			ſ	₹.	补	ジメ	ント	※3	見場管	管理	項目	Ø å	外列:	拳』	して	こしい	ると	:説	明	でき	る	化单	学物	7質	リフ	スト				
												J	れた	が世	耳尾	Ŧ-	デル	L												

「マップ」による見える化

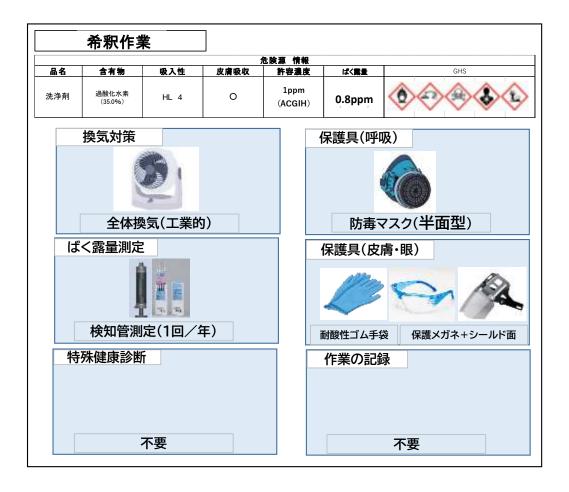
その1 全体網羅をテーマに調査した記録

その2 大きな健康障害対応 ピンクとオレンジのみ残す ◇全社委員会報告 ◇役員パトロール向け





使用場所では 現場向き合い方 を掲示



そして労働者はラベルを見て 絵表示やその意味を確認し リスクアセスメントの結果を見て 決められたルールを守って 作業を行う!



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

火薬類 : 区分外 急性毒性(経口) : 区分4

引火性液体 : 区分外 急性毒性(経皮) : 分類できない

自己反応性化学品 : 区分外 急性毒性(吸入・蒸気) : 区分3

自然発火性液体 : 区分外 皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A

自己発熱性化学品 : 区分外 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1

酸化性液体 : 区分1 生殖細胞変異原性 : 分類できない

発がん性:分類できない

生殖毒性 : 区分2

特定標的臟器・全身毒性(単回ばく露):区分1(呼吸器・中枢神経系)

特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):区分1(肺)、区分2(血液)

環境に対する有害性

健康に対する有害性

水生毒性(急性) : 区分2

水生毒性(慢性) : 分類できない



3. 組成·成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

含有成分及び含有量

成分名	含有量 (wt%)	CAS No.	化審法 No.
過酸化水素	35%	7722-84-1	(1)-419
安定化剤・その他	非公開	非公開	非公開
水	残量	7732-18-5	7.7 2
			**

その他

リスクアセスメント対象物健康診断のしくみが始まります

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月1日から次のことが事業者に義務づけられます。

- リスクアセスメント対象物*1を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、 対し、<u>リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき</u>は、医師又は歯科医師(以下「医師等」)が必要と認める項目について、 医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること (労働安全衛生規則第577条の2第3項。以下この健診のことを「第3項健診」)
 - ※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)等による通知とリスクアセスメント 実施の義務対象物質
- 国の濃度基準値*2が設定されているリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、<u>濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき</u>は、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

(労働安全衛生規則第577条の2第4項。以下この健診のことを「第4項健診」)

※2 労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める濃度の基準

令和6年4月からの化学物質に関する健康診断 ◆

(R6年3月まで)

(R6年4月から)

① 特別規則等の対象物質 (有機溶削 特化物 鉛 四アルキル鉛 石綿等)

✓ 常時作業に従事する労働者に一律に 健康診断(特殊健康診断等)

【頻度】

(原則) 6月以内に1回

【検査項目】

各規則で定められた項目

②リスクアセスメント対象物(①以外)

- ✓ 化学物質を製造し、又は取り扱うことによって特別に事業者に実施が義務づけられる健康診断はなし。
- ※ リスクアセスメント対象物のうち、特別規則に基づく特殊健康診断及び安衛則第48条に基づく歯科健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断を重複して実施する必要はありません。
- ※ 令和6年4月現在、歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5ージフェニルー2,4ーイミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質が対象です。

① 特別規則等の対象物質 (有機容別、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿等)

変更なし

✓ 常時作業に従事する労働者に一律に 健康診断(特殊健康診断等)

【頻度】

(原則) 6月以内に1回

【検査項目】

各規則で定められた項目

②リスクアセスメント対象物(①以外)

新たな制度

✓ ばく露による健康障害リスクが許容 される範囲を超えると判断される労 働者を対象

【頻度】

医師等の意見もふまえ事業者が判断 【検査項目】 医師等が判断

- <濃度基準値が設定されている物質>
- ✓ 濃度基準値を超えてばく露したおそれ がある労働者を対象

【頻度】速やかに1度 【検査項目】医師等が判断

ご清聴ありがとうございました。ご安全に!